

議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年12月15日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
専第10号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）
専第11号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第59号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第8 議案第60号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第67号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第68号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第69号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第70号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第71号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所 事務局長	伊藤保夫
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 次	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第4回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの5日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成29年12月15日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成29年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成29年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成29年9月21日、10月31日及び11月29日。

3. 検査の結果 平成29年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査結果報告を別冊で出しておりますので、ごらんをいただきたいと思いません。

定例監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年10月19日及び同月26日の2日間実施した定例監査の結果は次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。

平成29年12月15日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。東白川村長 今井敏郎様、東白川村議会議長 服田順次様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
4. 最小の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半、書類審査。

1. 平成29年度9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 平成29年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成28年度末の村税等の滞納分が29年度に調定され収入督促がされているかの監査。
4. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。
5. その他関係する必要事項の監査。

後半、現地監査。

平成29年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成29年度9月末現在の一番会計と特別会計を合わせた予算規模は41億6,911万9,000円で、予算執行状況は、収入済額22億2,990万3,886円、支出済額16億3,560万6,924円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は6億1,443万2,065円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金6億1,213万565円、当座預金1,500円、土地開発基金土地購入分230万円であります。歳出予算執行率39.2%で、前年度同期と比較すると3ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると9,678万4,342円減の15億8,339万9,451円です。その

内容は、定期預金25口、普通預金4口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と同額で1億3,316万円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、51枚1億1,716万1,500円、債権1団体300万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適正であり、正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

平成28年度末の村税等の滞納繰越額は1,618万156円であり、それが29年度に適正に調定され、歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が29年度に計上され、適正に処理されておりました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分170万8,252円が納付されておりました。

なお、村税等、主な9月末の滞納額は次のとおりであります。

表を掲載しておりますけれども、29年度末のみ朗読をさせていただきます。

村税819万1,212円、国民健康保険税634万2,985円、介護保険料21万1,800円、CATV使用料227万5,020円、簡易水道使用料27万1,990円、後期高齢者医療保険料17万3,200円、国保診療所診療費等30万8,678円、合計1,777万4,885円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと34万6,421円減少しており、徴収に努力されていることは評価しますが、滞納額は29年度当初と比較すると159万4,729円増加しております。まだ多額の滞納がありますので、負担の公平性の観点からも、引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

今回の定例監査では、村が契約する工事及び委託契約等17事業について調査を行いました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は全て適切に処理されておりました。

結び。

平成29年度の定例監査は、書類審査、現地監査に分けて2日間実施しました。それぞれの担当課長、担当職員には多忙の折、懇切丁寧に説明をいただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

東白川村においては、総合戦略及び第5次総合計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われておると思いますが、過去に整備した簡易水道、CATVなど更新が必要な施設が多くあると思います。現在の借入償還残高は、一般会計、特別会計合わせて38億1,639万9,000円あります。28年度の元金償還額は3億5,012万4,000円、一方、借入額は4億7,331万4,000円で、償還額より借入額のほうが多くなっております。

既に30年度の予算編成も始まっていると思いますが、診療所建築事業、CATV施設の更新等が計画されており多額の借り入れはやむを得ないと思いますが、英知を集結し村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について御説明申し上げます。

次のとおり、議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

1. 東部3町村議会研修会、加茂郡東部3町村議会議員の交流により相互の理解を深める、白川町、平成29年12月18日、議員全員。

2. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成29年12月23日、議員全員。

3. 東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する、東白川小学校、平成30年1月5日、議員全員。

4. 平成30年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する、東白川中学校、平成30年1月7日、議員全員。

5. 小学校かがやき学習発表会、児童の健全育成に資する、東白川小学校、平成30年2月3日、安江祐策。

6. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成30年2月15日、安江祐策。

下段におきましては、既に議長決裁によって議員を派遣しておりますので読み上げませんが、目を通していただきたいと思っております。

以上で議員派遣の件を終了します。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

順番に質問を許可します。

1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

今回は、東白川村議会初の一問一答方式にて、3項目6点について質問させていただきます。何分初めてのことで、言葉が詰まる場合もございますが、頑張りますのでよろしく願いいたします。

それでは1項目め、未満児保育についてを質問させていただきます。

3歳までは家で、そう思って子育てをしたいのですが、仕事を続けたい、また家計を助けるために仕事をしたい、しなければならないと思ひ、未満児を保育園に預けたいと思う方がふえています。それは村だけではなく、全国的な傾向です。

保育園が対象とする小児の年齢は、かつては3歳以上がほとんどでした。しかし、時代の変化の中で保育園保育の要望が高まるにつれて、低年齢児、未満児までが保育の対象となってきました。かつては、未満児は家庭でということが当然のように理解されていきましたので、保育園に預けるということは育児放棄ではないかという考え方もありました。

現在、働く母親の増加とともに、社会の要望が未満児から保育園に預けるという風潮が高まり、次第にその割合は増加してきました。また、行政も子育て支援の立場から、未満児保育の施設、保育園での受け入れ体制を強化していただきたいところです。

小さな村の1つしかない保育園、村長は常に子は宝と言われております。村の未満児保育の体制はしっかりと整っているのでしょうか。

まず1つ目の質問です。

今年度、保育園に未満児を預けたい方が、受け入れてもらえなかったという事例がありました。それは規定があるからなのか、場所がないからなのか、保育士が足りないからなのか、お答えください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、今井美和議員の質問にお答えをします。

保育に対する私の思いというところでございます。

保育所は、家庭で保育に当たる方々が労働、疾病、出産、看護などの理由によって保育ができないとき、お子さんをお預かりし、かわって保育をする施設であります。通常保育でも未満児保育でも、その内容は変わりません。ただし、入所していただくには、ある一定のルールに基づき大切なお子さんをお預かりする体制を村として整えております。

また、村の具体的な方針として、3歳児以上保育料の無料化、早朝・夕方の延長保育の対応、土曜保育の実施、臨時または緊急時に一時的に預かる一時保育など、保護者の皆様方のニーズに応えながら体制づくりを進めてまいりました。

それでは、質問1の未満児保育の受け入れ体制等について、これから教育長、または教育課長からお答えをしますのでお願いいたします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

まず御質問に端的にお答えをさせていただいて、その後に関連します事項を少し説明させていただきます。

お尋ねの未満児の受け入れにつきましては、入所に関する基準があり、そして手続の手順を定めております。

今回の場合は、未満児保育に配置をしております保育士が、基準により適正に保育できる子供の人数を上回るために、安全管理ですとか十分な保育ができないと判断をさせていただき、第1希望のみつば保育園ではなく、第2希望の受け入れに余裕のありました近隣の保育園に広域入所をいただいたものでございます。

次に、関連事項ですけれども、まず保育士の配置基準ですが、こちらは児童福祉法において、保育を実施する場合に、0歳児はおおむね3人の子供に保育士1人の配置、そして1、2歳児はおおむね6人の子供さんに対して保育士1人を配置するように定められております。おおむねとありますのは、例えば同じ2歳児でも2歳1カ月児と2歳10カ月児では子供の成長が大きく違いますので、

未満児保育に入所する子供さんの年齢構成によりまして、その受け入れ人数がおおむねという中で安全確保のために変化してきますよということで、状況の判断ということが必要なためでございます。

また、未満児の入所の手続に関しましては、適正かつ公平を確保させていただくために手続の手順を定めておりますので、手順の要点などを教育課長から続けて説明させていただきます。

○議長（服田順次君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

入所手続の手順は、1番目は相談です。未満児保育に関する相談の窓口は子育て支援室としておりますので、保護者さんは子育て支援室で手続の方法や現在の様子、必要となる書類の説明を相談していただきます。

2番目は、入所申込書を教育委員会へ提出していただきます。

3番目は面談です。保護者さんは、保育園職員、支援係職員により、家庭や仕事の状況、申込書の確認などを行います。

4番目、次は保育園による入所協議です。子供さんの様子、保育の必要性、保育士の配置体制と受け入れ可能人数を確認します。

5番目が入所検討委員会の開催です。総合的な検討を行い、第1希望のみつば保育園に入所できます、第2希望の近隣保育園に広域入所できます、場合によっては、申しわけございませんが現在は入所することができませんなどを判断し、決裁を受けてから御本人に通知します。このような手順で行わせていただいています。

今回のケースの場合は、みつば保育園の未満児保育の当時の状況は、ゼロ歳児が1名、1歳児が4名、2歳児が2名、計7人をお預かりしている状況でした。これ以上の人数のお子さんを預かることは、保育士の配置基準から、安心・安全面の確保と十分な保育が困難など、入所検討委員会で判断させていただきました。

なお、広域入所ができる旨をお伝えし、通勤途中にある近隣の保育園で預かっていただくことを確認し、東白川村教育委員会と相手方教育委員会との間で事務手続をさせていただいて、入所をしていただいております。

少し複雑との感がありますが、子供さんが小さいがゆえに、より慎重な対応、それから充実な保育体制の確保が必要ですし、近隣町村と連携して可能な限り対応しようとするスタンスで行わせていただいております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

御説明ありがとうございました。

村長のほうからは、保育園は延長保育、今6時半までやっていただいております。土曜保育、一時保育、保育に関してはとても子育ての母親に対してはできていると思うんですけども、今回のケースにつきまして今も御説明がありました、ゼロ歳児が今現在1名、1歳児4名、2歳児2名、計7名ということなんですけれども、0歳児は1人の保育士に対して3人まで見れる、1、2歳児に関しては5名から6名ということで、8名は見れるのに今7名のところ受け入れができなかった。

今の説明で、私も持っているんですけども、その手続というのがありまして、みつば保育園の未満児の入所にかかわる各種手続では、子育て支援の相談から始まって順番にあるんですけども、面談のところ、面談の9項目のうち今回の事例では受け入れに当てはまると思うんですけども、満タンという判断でとても残念です。前、国会でもありましたが、「保育園落ちた日本死ね」という言葉もありましたが、働く母親にとって、受け入れができないということはとても残念なことです。村の子供は村で保育するというのが当然だと思いますが、子育て環境や未満児保育の現場が整っていれば、子育てを大切にする東白川村ならもっとサポートできると思うんですけども、人員不足ということがありましたが、今年度、保育士を募集しておられましたが、来年度の採用のほうはどのようなになっているか、答えられる範囲でお願いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員御指摘のとおり、できる限り皆様方のニーズに合った保育環境を整えてまいりたいという考えは一緒でございます。

ただ、現在の状況では大変たくさんの要望とございますか、需要とございますか、ニーズがあつて、今回の件については対応ができなく広域入所に頼ったということでございます。

現在、臨時の保育士さんも頼んでおりますけれども、それぞれ担任保育士の出張対応、あるいは急なお休みということもございます。それから、病後児保育等の対応にも臨時の方に当たっていただいておりますので、若干いっぱいいっぱいという状況でございます。

したがって、ことしの春においても保育士を若干名募集したところでございますが、なかなか応募がないというのが現状でございます、追加募集までずっとしてきたんですけど、残念ながら募集をしていただく方がなかったということでございます。

引き続き、保育体制の整備のために来年度以降も、資格が要る職業でございますので、しっかりと採用計画のもとで募集をしていきたい、このように考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

現場の声でも聞いてきたんですけども、人員をふやすことも大切ですが、まずは環境を整える

こと。環境を整えないと、本当に危険が伴うということも保育士さんたちが言うておられました。現場を見てきたんですけれども、寝たきりのゼロ歳児と、動き回る1歳児、2歳児が本当に狭い部屋で見なければならないというのは、やっぱり環境が整っていないのかなというのはすごく思いました。

それで2つ目の質問なんですけれども、現在の体制の状態と今後の未満児保育のあり方についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

2つ目の質問については、教育長よりお答えをいたします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

現在の未満児保育の体制、それから環境につきましては、まず保育士の人数等々につきましては、先ほど来御説明をしておりますように、現在、配置人数は正職の保育士1名と臨時保育士さん、計2名の配置です。

それから、今お話がございましたけれども、保育室としましてのいわゆるスペースということにつきましては、おっしゃいましたように十分ではありませんでしたけれども、従前は、現在よりもさらに狭く、風呂やトイレ等の設備も老朽化をしておりました。

そこで、できる限りということで、平成24年度に大規模改修をかけました折に、十分ではありませんけれども部屋の拡張を、これは保育士の職員室を少し未満児保育のほうへしてというようなやりくりをしながら拡張させていただいて、風呂やトイレの設備の更新も行ったところでございます。行っておりますけれども、議員おっしゃったようにまだ全ての部分が十分ではないという認識は持っております。そうした環境と体制でございます。

未満児保育に関する基本姿勢としましては、1つには、小さなお子さんだからこそ可能な限り親や家族のもとで成長できるというのを大事にしながら、2つ目には、先ほど来申し上げておりますように、未満児保育は子供さんが小さいがゆえにさらなる安全管理、保育体制、いわゆる保育士の目や手が届くということを大事にしていきましょう。3つ目は、入所できました折は、今まで以上に家族の触れ合いですとか親子の触れ合いを大事にしていきましょうね、そんな3点を大事にしながら、面談等々の中で推進をしておりますということでございます。

次に、今後のあり方ですけれども、議員おっしゃいましたように、核家族や夫婦共働きの家庭の増加、それから社会構造の変化によりまして、今後も未満児保育の要請が村でも高まってきますねという認識で私もおります。

今後も、未満児保育の制度に関する関係者さんへの事前の細やかな制度の説明、それから一連の手續の丁寧な対応、適正な保育士の配置が必要というふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

今おっしゃられたように、できるだけ3歳までは家で、そう思いたいところなんですけれども、なかなかそれは経済的に可能ではなかったり、自分の生きがいとして求める仕事があったりとかで、子育てを放棄するわけではなく預けなければならないという方がふえておりますので、考えていただきたいということと、移住・定住促進を進める中で、年間通して保育を受け入れられる体制、働く女性のために未満児保育の充実、受け入れ体制をさらに整えて、子育て環境をさらによくしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

病後児保育の体制について、お伺いいたします。

昨年からは病後児保育が始まりました。子育てと就労の両立を支援し、病気回復期に当たる児童を預かる病後児保育、保護者が働いている場合等において、病気回復期のお子さんの看護が必要だが仕事を休むことができない場合などにおいて御利用いただけるものです。

病気の回復期とは、風邪、感染症、骨折、やけど等の疾患にかかっているが安定した状態になり、安静にしていれば回復に向かうと医師が判断した場合で、集団保育が困難な期間をいいます。病気は治ったが、まだ集団生活は心配だと思われる方は利用できるようになっております。

昨年度は利用者はゼロでしたが、この病後児保育もこれから共働きの家庭がふえ核家族の家庭がふえれば必要となってまいります。

まず1つ目の質問です。

この病後児保育は登録が必要ということですが、今現在、対象者のうち何名の方が登録されているのでしょうか。また、登録制にした理由をお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの質問については、教育課長よりお答えをいたします。

○議長（服田順次君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

まず現在の登録数です。11名8家族、うち白川町1名が含まれます。

現在までの利用実績です。本年度、2名の利用者があり、2日間ありました。

登録制にした理由につきましては、厚生労働省が事業を実施するために必要とする体制として示されていること、子供に関する健康情報と家族に関する最低限の情報が病児・病後児保育を扱うという性格上重要であること、保育には必ず保育目標があり、病児・病後児保育においても、施設と

しての全体的な保育目標と入所する子供一人一人の病児・病後児についての具体的な保育目標の2つが必要となります。

施設としての保育目標を基盤としながら、対象となる子供の年齢や発達段階、病気の状態、精神状況、保育経験や病後児保育研修などを考慮しながら、身体面、精神面の2つの柱で目標を立てて保育に当たります。

登録制につきましては、随時受け付けを行っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

登録制にした理由はわかりました。家庭環境や持病等が事前にわからないと困るということなんですけれども、いざ利用しようと思っても、病気になってからの登録は、随時受け付けされているということなんですけれども、大変なので、事前に皆さんに先目に登録をしていただいております。ということは不可能なんでしょうか。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

入所当時の説明の折に、登録していただきたいということでこちらのほうでPRをしておりますので、その際にできれば登録してくださいということ呼びかけておりますが、なかなか実情的に伴っていない。現在に至っては11名ということですので、もう少しこちらのほうもPRをしながら登録を進めていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

さらにPRをお願いして、皆様に登録をしていただけるように、事前に登録してすぐ使えるような状態にしていきたいと思っております。

今お話がありましたが、今年度は2名の方が利用されたということなんですけれども、何か感想や要望の声はあったのか、何かお聞きしていないか、お聞かせください。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

私ども受け入れ側も今回初めてのケースでしたので、初めてのケースを大事にということで、親御さんの思い、それから対応させていただきます保育士さんの対応、巡回をしていただきます看護師さんの対応、こんな形のところも、最初でしたけれども円滑にできたかなあと思っております。

保護者や家族さんからは、私のほうへは直接感想等いただいておりますけれども、一定基準の病後児保育ができたものと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

私のほうに感想がありまして、子供がここへ来たいというくらい、すごくよかったそうです。保育園じゃなくて、病後児保育の保育のほうへ行きたいと言うくらいすばらしい対応をしていただいて、子供さんはすごく喜ばれたそうで、保護者の方もすごく助かったというお声をいただいておりますので、この声がどんどん広がって利用者がふえることを願っております。

それでは、2つ目の質問なんですけれども、病後児保育は1日の料金が2,000円となっております。そして、診断書も必要だと聞いておりますが、診療所以外の医療機関では料金が発生します。金額についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

教育課長よりお答えをいたします。

○議長（服田順次君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

病後児保育の利用に際しては、医師連絡票の提出をお願いしております。これは子供を受け入れる際に、受け入れ可能であるかの判断をするための情報であり、重要な医療、診療情報であると考えます。

病児・病後児保育事業を立ち上げるときに、東白川村国保診療所の北川所長より医療的なアドバイスをいただいた際に、医療機関ではこの種の書類を作成する場合には文書料が必要となり、村の診療所であっても文書料として2,160円が必要である旨の連絡をいただき確認しております。村以外の医療機関は、通常、文書料として3,000円ほど必要とされております。これは全国的に見ても同じ額になっております。

なお、この文書料に関してのことにつきましては、医療機関、医療部門の考え方に委ねるしかないと考えております。

また、利用料の2,000円に定めた理由につきましては、他町村の料金を調べますと2,000円から3,000円に設定されております。本村は低いほうの利用料金2,000円と定めさせていただきました。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

そうですね、ここでお金を徴収しても収入増ということにはならないので、これからお金のほうは検討していただきたいと思います。

女性活躍推進は、国が掲げている施策です。子供を安心して預けて、働きやすい環境をつくっていただくことがこれからの願いだと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に入ります。

平日学童の設置について、質問いたします。

子供たちの安全な下校のために、放課後子ども教室を実施し、低学年と高学年と一緒に帰ることで1人にならないように配慮しております。下校時間は一番遅くて4時10分です。でも、両親が共働きの場合、家に帰っても1人の場合があります。

そこで必要となってくるのが、平日の学童です。東白川村にはまだその体制が、残念ながらできていません。

1つ目の質問です。

まずは需要がどれだけあるか。子育て中の方々に、必要性を感じるか、調査をしたことがあるのか、お聞きします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この件につきましては、教育課長よりお答えをします。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

学童保育の実体について、東白川村が提供できる学童保育は、子育てママの会が行う夏休み等長期休暇と土曜日を中心とした子供さんを預かる機会の提供がそれに当たります。

このママの会が行う学童保育は、場所はむくハウスを拠点に行われているもので、村としても運営支援のため年間110万円の補助金を充てて支援しております。

対して、放課後子ども教室は文部科学省が所管します。村が小学校の一部を利用して実施する放課後子ども教室は、小学校の低学年、1年生から3年生全員を対象に行っている事業です。放課後、家に帰りましても、以前のように近隣の友達と遊ぶ機会が減っていますし、異年齢による遊びと活動の場を提供する目的と、高学年の6時間目に行い高学年と低学年と一緒に帰れるようにし、安全な下校にすることが目的としております。

次に、アンケートについてです。

平日の学童保育に対する村の需要につきましては、平成27年3月に策定した子ども・子育て支援計画の際にアンケートを実施し、その中の項目に小学生児童の放課後の過ごし方について質問して、

回答を得ております。

回答の内容は、自宅が87%、習い事が30.9%、放課後子ども教室が25.5%、祖父母宅や友人・知人宅が12.8%、その次に学童保育が3.2%という状況でした。また、ことしはこの計画の中間の年に当たり、高校生通学支援における意見をお伺いする必要がありましたので、その機会に子育て支援全般にも御意見がありましたらお書きくださいとアンケートを実施しました。

なお、対象者が中学生保護者と高校生保護者でしたので、保育園、小・中学校向けの御意見・御要望は伺っておりません。

今後について、喫緊に調査を実施する予定はありませんが、世帯の状況や社会構造の変化、そして多様な働き方などから、今後は平日の児童クラブを要望される声が増えてくると考えます。体制整備が実施できるかどうか、今後検討が必要と考えておりますのでよろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

今現在、働く母親もふえますが、昔なら家で見てくれていたおじいちゃんやおばあちゃんが、70歳を過ぎても元気に働ける時代となっております。これからは、なくてはならないものだと思っております。

そこで2つ目の質問なんですけど、ほかの地区は平日学童を学校の空き教室を利用してやっているところがあるんですけども、学校が終わったら全て別、玄関も別にして行っております。東白川小学校でも空き教室がありますので可能だと思いますが、学校を使っただけの平日学童というのは調べてみるというか、やってみることは可能かどうか、お伺いします。

そしてまた、学童保育に必要な支援員や規定はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの質問につきましても、教育長よりお答えをいたします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

仮に平日学童保育を行うとしまして、小学校施設で可能かということですが、まず現在の小学校の余裕教室ですけれども、余裕教室といいますのはクラス数の減少等で学級の部屋としては使わなくなった教室を指すわけですが、現在、小学校には余裕教室が3室ありますが、現在は有効活用としまして特別支援学級の活動の場、それから図書室、そして放課後子ども教室ですとか各種行事の練習の場等に有効活用をいたしております、いわゆる全くあいていて何も使っていませんよという部屋はない状況になっておるといのが実情でございます。

しかしながら、学校の空き教室を工夫、利用して、児童クラブの実施は不可能ではないというふうに思っています。ただし、施設に関する規定としまして専用区画で行うというふうにされていますので、議員おっしゃいましたように専用の玄関、専用の部屋、専用のトイレ、専用の空調、あるいは専用の避難経路や備品等、こういったものの整備が必要となります。これは、子供たちの管理と責任の場をきっちりと学校から学童保育へ完全に移して行いますよという体制が必要なためでございます。

以上が学校施設で行う場合のものでございます。

それから、今度は支援員等の体制あるいは規定といたしましては、放課後児童支援員認定資格研修会という研修会を受講した支援員を1カ所に2名置くというふうにされております。そして、年間の開所日数は250日以上ですよというような、支援する、管理する体制、それから開所する日数について一定の規定がかぶさってくるという形でございます。

なお、先ほど課長のほうから申し上げました東白川村の現在行っている児童クラブは、季節型児童クラブとあって、長期休暇等を中心に夏休みや春休みにやっておっていただきまして、現在はそこをお願いするスタッフについては割合なだらかな基準といたしますか、なっておりますけれども、平成32年度からは季節型児童クラブにもこの認定された支援員さんをつけなさいねというふうに改正される予定になっております。

したがって、そういった動向も見えましたので、本年、子育てママの会のほうのスタッフ2名の方にこの認定講習会を受講いただいております、こんな状況でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

既に認定講習会を受講して、夏休みに対してもですけれども、新たに学童保育のことも考えていただいておりますということで、とてもありがたいことでもあります。

安心・安全に子供を預かっていただくことが親の願いです。ぜひとも早急に御検討いただきまして、平日の学童の設置を要望いたします。

この3点の質問、未満児保育の充実、病後児保育、平日の学童設置は、国が掲げる移住・定住促進、働き方改革、女性活躍推進に密接するものだと思いますが、最後に村長の子育て環境に対する思いをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

3つの大きな質問をいただいて、いずれも今後の子育て支援に大変重要な事柄であると認識をいたしております。

適切な対応や、我々も保護者さんと一緒になって考えていく支援が必要かと思っております。ま

た、地域としての課題として、働き方の改革や企業がこのことに関してもう少し関心を持ってしっかりとした労働環境、就業条件等を整備していただく、こういったことへの働きかけも行っていく必要があると考えております。

また、最後の質問にございました放課後の関係でございますけれども、計画は少し財政状況の課題ですとか地域との調整等が時間がかかる。じっくりと検討してくれということもありまして、越原交流サロン、これを計画しておるわけですが、ここはちょうど地元の意見としては、今の子育てママの会が使っていたいております旧越原保育園の園舎園庭でやってくださいということでしたので、建設地はそこに定めたいと思っておりますし、今度つくる交流サロンはまさに子育てママの会の皆さん方も使っていただけるように、いわゆる耐震補強のない建物ではなくて、しっかりとした近代的な新しい環境でこの事業が続けてやっていただけるような環境をあわせて持ったサロンにしていきたいという基本コンセプトで、これから皆さんとの相談を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、私がいつも申し上げますとおり、本当に人数は少ないんですけれども、もつとこの地域で子供を育てられるといいなあという思いになる村に、お互いに切磋琢磨して努力をしていきたいと、このように考えております。以上で答弁いたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

前向きな御返答、ありがとうございました。

これを持ちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

続いて、3 番 桂川一喜君。

〔3 番 桂川一喜君 一般質問〕

○3 番（桂川一喜君）

職員の資質向上、職員研修について伺います。

村長は、職員の資質向上を含めた職員育成について力を入れるということを政治信条の一つとして、この4年間をやってこられたと思います。

そこで、職員育成の一環として職員研修制度について伺います。

まずは職員研修規定がつくられているかどうかという点と、職員研修計画がつくられているか、その2点について伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問の職員研修規定がつくられているかについてでございますが、規定はつくってございませんが、平成23年3月に東白川村人事育成方針を作成し、職員のあるべき姿、人材育成の方針、人事育成推進体制の整備、研修に関する基本方針それぞれを定め、それに基づき研修を行っております。また、新規採用職員の研修については、別に新規採用職員研修実施要綱を平成22年4月に作成して、これに基づいて実施をしております。

次に、職員研修計画がつくられているかという御質問でございますが、東白川村人材育成方針では研修プログラムをつくっております。ちなみに、プログラムの内容ですが、新規採用職員、主任、主事、係長、中堅職員、課長補佐、課長のクラス別に研修名、育成のポイント、研修の内容、研修の時期等を定めております。以上で答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

まず最初の質問でありました規定がつくられていないという点につきまして、村長のお答えですと、方針は一応示したと。ただし、この方針というのは誰に対してどう示してあるかという点が重要なわけでありまして、まず一番気にしてほしいのは、実はこれが一般公開されているかどうかという点です。

職員研修というのは、結果として得られるスキルアップはもちろん大事なことではあると思えますけれども、一般住民にとってみると、その研修がなされているのかどうかということが、今後、行政に対する信頼感でありますとか、行政マンに対する信頼感につながっていく。これが今、方針がどの程度、誰に対して出されているかということと、実際、現状におきまして、これが村民の目に触れるような形で公開されているかどうか、この点についてまずお答え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

規定でなく、方針ということでお答えをさせていただきました。規定というものは、法律的にいますと皆さんが守りましょうよということになる性質のものと考えますし、我々が事務執行するために、誰がやっても同じような処理ができるような定めをつくるということでございます。

基本方針ということは、私どもが役場の職員の人事育成についての方針を定めるということで定めたものでございまして、この中に先ほど答弁させていただいたようにある程度プログラムまで定めておるので、規定に十分かわるものとは思っております。

ただ、これが一般の村民の皆さん方には公表されておきませんので、今議員御指摘のように、一体研修しているのという疑問といいますか、質問があるかという御指摘でございました。今、公開はしてございませんが、ホームページ等で掲載することは可能でございますので、今後検討してまいりたいと思います。

確かに、職員がしっかり研修しているかという観点、議員の皆様方も村民の皆様方も関心のあることかと思しますので、公開の方向で検討したいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今後、公開していただけるということと、今村長がおっしゃったように公開する意義につきまして、まず一定の理解を示していただきましたことは十分わかりました。

ただ、先ほど村長のお話の中にありました規定と方針の違いは、規定をつくることによって、誰がやっても必ず同じような方向性を持たせることができるというところが実は割と重要な点だと思っています。

条例の制定でありますとか、規則の制定でありますとかというのは、住民との間に一定の約束を提示するという目的があります。そういう方針だったけどできなかったよではなくて、こういう約束をしたから必ず守らなければいけないという一定の義務というところとちょっと変ですけど、それを掲げていくことが、今後責任ある職員の育成というものにつながっていくかと思しますので、公開の点につきましては理解できましたが、これを一個進めた規定の方向、要は約束を示すという形で進めていただけたらと思いますので、その点についてちょっとお返事をお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今の御議論ですと、全く私どもが信頼されていないように聞こえてまいります。私どもは、職員の教育についてはしっかりと責任を持ってやるべきだと考えておりますので、この方針があるということは非常に重要なことであって、これが約束ではないからないがしろにするということは一切ございませんので、なかなか実行というのは効果が上がるというところはすぐには出てまいらない点もあるわけですけども、先ほど申し上げましたように、しっかりと毎年のプログラムに従ってこれを実施しておるということをお話し申し上げます。

特に一段進めるつもりはございません。方針としてしっかり持っておれば、それは行政を信頼していただきたいと。行政といいますか、村長の責任でもって職員の教育をしっかりやっていくよという方針でございますので、これが実は私が参事時代に整備をしたものでございますので、この方針の中身につきましては、後ほどごらんをいただけるといいかと思いますが、私の思いがしっかりと入っておりますので、時代に合って変更していく必要は当然ございますが、この方針に従って人材育成をしていきたいと、このように考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

村長のおっしゃることも重々よくわかりまして、特にこういう小さい村ですので、お互いが信頼しながらいく、書面ではなく信頼し合っていくということも決して悪いことではないと思いますので、その点につきましては一定の理解は示してもいいかと思っておりますというのはちょっと語弊がありますが、理解できました。

ただし、先ほどもう一個、質問の中に計画がきちんとあるかどうかという点を示しましたわけですが、この計画についても、本来はつくってあって、なおかつ公開してほしいという願いがあってこの質問を入れました。

今の段階で、他町村ではいろいろありますけれども、今手元にある部分ですと、関市の職員研修計画というのがホームページのほうで見ることができます。これを見ますと、とにかく一定の期間でこれだけの計画が立ててありますというのをまず提示します。そうしますと、今度それが最終的にどれだけ実行されたかということも、当然結果としてどこかに提示しなきゃいけないということで、これが先ほど言ったように信頼してほしいという村長のお気持ちはわかりますけれども、最近ですと全て人事評価でありますとか全ての事業評価にK P Iというのが導入されて、数値をまず目標として設定します。それが最終的に数値としてわかるような形で結果を出して、達成率を出していく。

こういうことがそれぞれの企業においても人事評価、それから企業全体の評価におきましても、例えば企業が掲げた計画に対してどれだけ達成したかということの数値ではかっていく、これがある程度客観性がある評価ではないかということは最近の風潮でもあります。これにつきましては、先ほど村長が言われたように、信頼してほしい、してほしいということとは別に、その信頼を形として、一応結果として出していくというのは別の意味で大切な時期が来ていると思います。

そこで、現在、研修計画が立ててあるかないかということと、それから今度研修が終わった後、実施報告等がなされていると思いますが、それに対して客観的な評価ができるような仕組みが現在あるのかなのか。もしあるとしたら、どのようにされているのかを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

信頼の議論、そしてK P Iの議論、よくわかります。時代が情報公開の時代と、当然でございますので、この点につきましても議員の皆様や地域の皆様方がしっかりと理解をいただっていく努力は、これは行政の責任ですべきことだと考えております。

情報は伝わってこそ情報であって、こちらで知っているだけでは情報ではないという議論、いつも桂川議員とするわけなんですけど、私も同じ考えで、できる限り情報公開は進めてまいった思いでございます。

この点については、まだ公開がされておられませんので、計画があって、そして実施の公開があって、その効果についての評価があるべきであろうと考えます。今後、その方法については検討させ

ていただいて、公開し、またその実施状況の公開、そして成果の公開もしてまいりたいと、このように考えております。

ただ、研修というのは、例えば点数で何点とったよということではございませんので、その研修を受けた内容が職員の日々の仕事に活かされていくという非常にKPIで表示がしにくい部分もございましては御理解いただいて、あくまでも実施をしてきてその情報を各課で共有したり、そしてその職員のスキルアップにつながっていくというところを上司が見ていくということになりますので、御理解をいただきたい部分がございます。

また、現在、結果をどう評価するかというところでございますが、この件につきましては研修の回数ですとか、どういう研修に行ったかというのを全部内申書で提出していただき、職員にさせて、それについて12月の勤勉手当に反映をするシステムを動かしております。まだまだ試験的試みのようなところもございまして、これが庁内でもいろいろ議論しておるところでございますが、そういう形で研修になるべく出られる体制もつくっております。これは人材育成プログラムによって与えられる研修と、あるいは税務やそれから保健衛生、医療等で法的にどうしても必要な職務上研修とはまた分けて考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、過去1年間の研修の内容、回数について、自己申告に基づいて査定した結果を人事評価に反映しているということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今、人事評価に一定の影響が出ているという点につきましては、非常に理解できました。

この件につきましては、今回、資質の向上ということで質問を考えさせていただいておりますけれども、今の職員の体制が、今までかつて多くの職員を一定数確保できていた年功序列型でそのまま上下関係、それから仕組みがつくられていた時代がそろそろ終わりを迎えようとしていまして、やはり年代別なまばらな職員をこれから迎えるに当たって、ある程度職員間のスキルの状態というものが今後の人事の中に評価される、その1つの中に研修そのものの制度は利用されて客観的な評価につながらないかということも今後ちょっと考えていただきたいということは、一方的な意見として述べておきたいと思っております。

それと、先ほど村長がずうっと答えられていることというのは、たまたま今回、僕が質問をさせていただいたので口頭で知ることができました。ちなみに、岐阜市のホームページから見られる職員研修の体系という図があります。これ、今皆さんにもお見せできるといいんですけど、簡単に書いてありますと、職員研修を大きく4つに分けて、自己開発支援のためのものである。それから仕事を通じた部下の育成のためのものである。職場内の集合研修、それからあと職場外研修。この中には、またそれぞれの専門的な研修でありますとかという体系図が実は出てまいります。この体系図はよくできておられて、それをぱっと見るだけで岐阜市がどのような目的を持って研修を

行い、その研修がどのように組織全体を押し上げていくのか、それから職員全体を押し上げていくのか。それともっと、この図を見るだけで、例えば10年後、20年後に職員がどのように岐阜市の行政をつかさどっていくかの将来像が見えるぐらい、この体系図を見ただけでもそんなイメージが湧く立派な体系図ができております。ぜひ、現時点では皆さんのお手元に資料をお配りしているわけじゃないですので、岐阜市のホームページ等からはこの体系図が見ることができますし、先ほど、関市のほうからは規則でありますとか計画とかが見えるわけで、ぜひ今後の御参考にしていただきたいと思いますので、その体系図等につきましては、現物を見ていない状態での答えを願わなければいけませんけれども、体系的に一回整理し直す、もしくは既に整理し終わっているんだということがあればお答え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど来議論をしておりますこの人材育成方針は、平成23年です。その時点で、一度議会には資料をお示ししてあると思いますが、大分前の話ですので、改めて私どもの人材育成基本方針の中から今議員が御指摘された東白川村がどういうシステムといいますか目的で、この事業といいますか研修、育成をやっているかということについて御説明をしたいと思います。

まず職員のあるべき姿をこのように期待して示しております。いろいろございますけれども、期待される行動として、村民とともにということで、住民感覚、目線あるいはともに働く協働、こういった観点で仕事を考えなさいよと。そういう職員になってくださいという指針でございます。

2つ目、東白川村の未来を描くということで、経営感覚や先見性を持って仕事に当たる職員になりなさいよということでございます。このなりなさいよという言い方は、私が言っておるんじゃないくて、この方針が言っておるといふ御理解をお願いします。

次は挑戦。チャレンジ精神、そして自己啓発の大事なことをうたっております。

こういった期待される職員の姿をまず掲げ、そして人材育成のシステムについても書いてございまして、簡単に申し上げますと、まず職場管理の関係、それから職員の研修、本題ですね。そして人事管理、これら3つを総合して人材育成システムにしていくよという流れでございます。

実は、岐阜市さんの今お話があったんですが、私が参事時代、これをつくったときも他町村や人事院等が示しておるシステム等を十分参考にして作り上げてきておりますので、遜色はないというのは相手を見ていませんのでわかりませんが、私としてはしっかりとした指針があって、その中で先ほど説明したように人材育成が行われる状況はつくっておるわけですが、日程管理ですとか、それから職員の適正配置等、あるいは急な職員の退職等もある人事の中ではなかなか思うようにいかないという苦慮している点もありますので、万全ではないとは思いますが、これは継続こそ力で、着実に一つずつ積み重ねていくことによって、先ほど職員の年齢構造の御指摘もありましたし、以前には専門家を育成せよという御指摘も議員からいただいているところも重々承知をしておきながら、このシステムによって管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

伺えば伺うほど、すごくいい中身のことを村長が考えておられることと、参事時代からきょうまでの間、それなりにしっかりしたものを構築されていたことがわかります。それだけに、現在それが公開されていないことが悔しい、残念なことであると思います。

先ほど村民の人の理解の話をしましたけど、実はこういうことが公開されているかどうかということは、例えば職員を募集されたとき、村外の方がこの村に勤めていいかどうかを少しでも検討するときに、当然こういうものを検索されると思います。そこで、この手のものが出てこないとなると、この企業体、この行政に果たして自分の能力を生かすために応募していいんだろうか、こういう戸惑いにもつながるかと思いますので、決して村民の理解というのは、さっきわかりました。村長は村民からは十分理解されている。

でも、村民以外、Iターン者、それからUターン者が検索したときには、かつて持っているはずの信頼がないところからのスタートです。ですから、公開というのが非常に重要になってくるのはその点だと思っていますので、ぜひお願いしたいのと、それから実は村というのは全ての雇用の中の頂点にある点です。この村の雇用状態がどうなっているかということは、他の事業所の雇用にも今後必ず影響は出てくると思いますので、村の研修制度というのは決して行政の研修制度に落ちつくものではなく、村全体の職場の環境の見本となる、理想となる役場をぜひ目指していただきたいと思いますので、この点についての最後のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村外の方から、あるいは新しく仕事を求めてみえる方から、理想となるような職場の条件としてこういった教育プログラムをしっかり持って、研修もしていける職場であるし、職場風土というものも非常に近代的であると、このように認められる役場にしていきたい、このように思っております。

今年度の予算編成方針の中で、働き方改革という言葉を出しました。大変な仕事を職員の皆さんにやっていただいているということで、この4年間走ってまいりました。したがって、非常にいわゆる超過勤務、それから休日出勤等も多いということで、やはり健全な職場風土をしっかりつくって、今の法律が求めている、あるいは社会が求めているような職場風土でやっていくことがこの東白川村をよくすることにつながるという信念を持っておりまして、今、参事以下にお願いをして、職員の意見を出していただいたり、是正すべきところは是正しながら職場風土をつくっていきたい。今お願いしているのは、アクションプランという形で実際、お題目だけ唱えても何も変わってまいりませんので、それぞれの担当のところで仕事のやり方、これは議会の皆さん方にも御理解を

いただきたいですが、それを実行するためにはある程度村民の皆さん方にも御理解をいただけなければいけない部分が出てまいります。

例えば、一つの行事をやるにも職員が2人がついておるといふ状況、これは改善したいので、役員の皆さん方に御理解いただいて、事前準備だけはしっかりさせていただいておきますので、休みの日は1人で対応させていただきますよというふうな、これは例でございますが、対応もしながら働き方改革等も進めてまいりたいと思っております。

適切な御質問をいただき、ありがとうございました。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

以上で、本日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思います。5分間休憩して、11時から再開させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

初めに、来年度の体制と予算編成について質問をいたします。

今井村長が4年間の村民の負託を得られ、村政に邁進された任期も残り少なくなってまいりました。来年度がスタートいたしますと、村長の改選の選挙が行われるわけですが、職員の方々が通常業務にあわせ来年度に向けての予算編成作業が行われている時期になりますので、来年度の御自身の出処進退をはっきりとお示しいただくことによって、予算編成の思いや責任のあり方が明確になってくることは明らかであります。

この4年間で振り返ってみますと、私も村民の声をもっと村政に届けたい、強い思いを持って議員にさせていただき、真剣に取り組んでまいりました。意見の食い違いがあるのは当然ですが、真摯にお答えをいただき、事業にも取り入れていただきました。農業、林業、建設、建築などの東白川村を支える産業への取り組み、子育て支援施策、高齢者の方や障害のある方への福祉事業、ヘリポート建設、消防団備品整備などの防災関連事業と多くの施策、事業を精力的に行っていただきま

した。

しかし、先日の新聞発表にありましたように、東白川村は岐阜県内で財政力指数が一番低いこと、自主財源比率が低いこと、交付税の減額が見込まれることなどの財源の問題のある中で、情報通信整備計画、診療所・老健施設建設、道路や水道などのインフラを含めた公共施設の老朽化に係る費用など、多くの重要な施策に支出が見込まれています。

この4年間の総括も含めて、来年度の体制、予算編成に対するお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをいたします。

まずこの4年間の総括についてですが、少子・高齢化に伴う人口減少時代への対応、農林商工業への振興、安心・安全の村づくりのための防災対策、子育て支援の充実、文化・スポーツの振興など、あらゆる課題について真剣に取り組み、村づくりの仕組みを官民協働と日本で最も美しい村として持続可能な農村、ここで誇りと夢を持って暮らし続けることができる、こうした村を目指しまして第5次総合計画を定め、折から国が進めてまいりました地方創生事業を活用していろいろな事業を展開してまいりました。

財政的には、前村長により財政再建を進めていただいております、財政調整基金や社会・福祉・医療施設等整備基金を残していただいておりますので、これらの基金を活用し、また有利な過疎対策債等を活用して、いわば積み残しであった簡易水道施設、小・中学校の施設、はなのき会館の大規模改修、また新たな取り組みとしてはヘリポート整備など防災施設の整備、高齢者サロンの建設、そして医療・福祉ゾーン整備計画の推進など、議員御指摘のとおり、積極的に常に前を向いて進めてまいりました。職員の皆さんの協力も得ながら、文字どおり仕事を進める行政に挑戦してまいりましたつもりでございます。

そこで、任期満了に伴う私の出处進退について明らかにし、予算編成の思いや体制づくりについての御質問がありました。

私は、こうして続けてまいりましたさまざまな施策は、いわば種をまいただけであり、豊かな実りとするのはまだまだこれからであり、水や肥料をやっていく必要があると考えております。そこで、皆様の審判を仰ぐべく、次期村長選挙に挑戦する決意を固めております。

その上で、来年度の予算編成方針について御説明をします。

総論的には、実質3年度目となる東白川村総合戦略と第5次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と美しい景観に包まれて 人がかがやく 地域力のあるむら ひがししらかわ」この実現に向けた予算編成を目指すとしております。

7つの重点項目を中心にして予算編成を行ってまいります。

1つ目は、医療・福祉ゾーン整備計画の第1期の事業実施年度でありますので、診療所と老人施設の新設を計画します。この事業は、多額の事業費を要しますが、この村の将来のためにしっかりと

とした投資が必要な時期と考えております。

また2つ目には、CATVの光ファイバー化の計画樹立を行い、事業着手を目指してまいります。

3番目は、みのりの郷東白川株式会社の運営を軌道に乗せ、集落営農の推進、農業サポート事業、白川茶の販売促進など農業基盤の再構築を図る事業を積極的に展開することにより、農地を守りつつ村民の所得の向上、雇用の拡大を目指してまいります。

4つ目、村内産品販売事業の推進や持続可能ネットワーク等、事業の充実を図り、所得の向上と人口増加を目指してまいります。

5番目、官民協働の美しい村づくり政策を実施し充実するとともに、真の協働の村づくり体制を推進してまいります。

6つ目、子育て支援の充実を図り、子育てに優しい村と女性の社会進出を促進してまいります。

7つ目、神土と五加交流サロンの運営を支援するとともに、越原地区の交流サロンについて、この工程につきましては、子育て支援と老人福祉対策を実現できる施設としてじっくりと計画を練り上げ、建設年度を31年度を目指してまいります。

また、議員から財政力指数について御指摘がありましたが、地方公共団体の基金についての議論も全国的にあるわけですが、今までも活用してまいりましたが、村は今投資の時期として基金の活用も行いながら、適正な財政運営を心がけてまいりたいと考えております。

また、来年度の体制について御質問がありました。

費用対効果と財源確保に留意して予算編成を進めてまいります。職員の再任用の制度の活用については今もやっておりますが、今後も継続してまいります。

また、働き方改革と女性の活躍推進を図るとして、組織変更や適正な職員配置、事務分掌の見直し、計画的な人材確保と人材育成を図ってまいります。

以上のことを要点として、組織体制も一部見直しを行う予定でありますが、その内容については現在検討中ということで答弁を差し控えさせていただきます。以上で答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

お力強い表明がございましたので、来年度の予算編成に職員の皆様一同、村民のために精いっぱい努力を期待しております。

内容につきましては、また3月にしっかりと見させていただきますので今回は控えさせていただきますが、予算編成方針を村長が職員の方にお示しになったもの、今御説明のあったもの、全員協議会において議会にも御説明いただきましたので、何点か質問をさせていただきます。

今お話のあった財政調整基金、災害や不測の事態のときに使われるものでありますけれども、以前は1億円を切っていた時代もございました。24年度では8億ほどあったものが、今年度の先ほど

監査委員の方の資料にもありましたけれども、29年度では1億5,000万ほどということで、特にそんなにふえているということではないんですが、財政の厳しくなっていく中で、今後改めてになりますけれども、この基金をもう少しふやしていく考えもあるのか、これぐらいでいくのか、これを切り崩してほかのものにというようなお考えもあるのかという点、1点と、今お話にあった財政力指数の見込みというのは今年度は立っているのかどうかと、これを予算編成作業に影響を与えるような検討をしてみえるのかを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

財政的な問題について御質問がございました。

先ほども答弁させていただいたように、大型のプロジェクトを進めるためにはどうしても大きな金額が必要でございます。しかし、折から国のほうは地方交付税の削減と申しますか、先般の新聞報道においてもなかなか厳しい数字、まだ具体的にどれだけということは出ておりませんが、2017年度よりも減らすというような総体的な議論が行われたというふう聞いております。

こういった財政状況の中で大変厳しいわけございまして、今、予算編成の中では職員に対して大変厳しい数字を枠配分として、これでないと歳入と歳出のバランスがとれないからということで指示をして、優先順位をしっかりと決めて、見送るものは見送っていくということもあるよということで予算編成をしております。

基金の活用については、診療所建設につきましてはこのための目的の基金が3億円ほどございましたので、これは全部活用させていただきます。あとは、建物につきましては長年使っていく建物でございますので、現在の単年度の会計で負担すべきではなく、有効な起債を利用して、過疎債でございますが、しっかりと認めていただいて、何年かかかって払っていくという形をとりたいと考えております。

その他、ソフト事業も含めましてたくさんの補助内容、あるいは誘導策としての施策も組んでおりますので、財政出動が必要な時期と考えておりまして、ためるといよりはしばらくは使わせていただく。その後、これは選挙が終わった後のことしかわかりませんが、現在の予算編成の時点は私の責任でございますので、30年度予算については若干の基金を使わせていただいて予算編成する方針であります。

それから、財政力指数の見通しについては総務課長からお答えさせます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

財政力指数の見込みということでございますが、財政力指数については平成18年当時は0.18程度ございまして、現在は0.12程度になってございます。

この指数につきましては、市町村が独自で算定するものではございませんので、地方交付税の普

通交付税の算定の数値から導き出されるものでございまして、国のほうの算定の中で出てくる数値ということで、その見込みについては独自に出すということはしてございません。

数値の計算式につきましては、基準財政需要額という標準的な行政を行うための支出が市町村ごとに出てまいりまして、それに対して基準財政規模というものがございまして、その割った数値というようなことになってございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

基金のほうは、村長の思いは承知いたしました。

今の財政力指数ですけど、やはり新聞にこういった形で出て、東白川村が最下位ですよということが名前が出てくるということは、ことしの新聞社さんの発表で0.14が2016年度ですね。昨年度の前の方ですけども、こういったことが出てきますので、何とかこういったところに、どうしても不名誉な形に見えてしまいますので、やはり自主財源をふやすであるとか努力の分も必要かなと思って、見込みを立てながら予算を執行していただきたいということを申し添えさせていただきます。

今、村長のお話にもありました、今回の予算編成において村長がお示しになった枠配分方式での編成作業ということについてちょっとお伺いをいたしますけれども、平成14年度あたりから導入する自治体がふえまして、平成16年、19年をピークに枠配分方式を廃止して、また従来の個別査定方式、いわゆる積み上げ方式というものに戻されるという風潮が全国的に見られておったわけですけども、採用自治体数が下降件数になっており、またここ数年で一般財源の伸び悩みと財政構造の硬直化が進んでいくということで、限られた財源を有効に活用する課題、これに対応するために枠配分方式が再度採用されつつあるということが各自治体で見られております。

ここで一般的に言われる枠配分方式のメリット・デメリットというのを幾つか上げてみますと、メリットとして、スクラップ・アンド・ビルドの促進、事業実施部署の主体性や自主性の促進、歳出規模の縮小、デメリットとしては、予算の硬直化であるとか部署ごとの視野の硬直化、経常的経費の不均衡であるとか、増加が見込まれる中で、毎年のように財源縮小が続いていくと新たな住民行政ニーズへの対応が難しくなることなど、どちらの方式がいいかと一概に言えませんし、この判断というのは今後の村政に大きくかかわる予算編成方針であるわけなんですけど、これをいわゆる積み上げ方式から枠配分方式に変更されたのか、いま一度お伺いしたいのと、理由と、これが単年度の措置であるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

枠配分と積み上げ方式の是非については、今、議員が御説明をいただいたとおりでございますが、過去3年間は積み上げ方式で、新政策枠というのもつくって職員のいろんなアイデアを出させたり、

施策を立案する能力を上げたいという思いでやってまいりましたが、30年度予算につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、どうしても歳入の確保が非常に厳しいという中での大型プロジェクトの実施ということでございましたので、均衡ある財政運営のためにはどうしても枠配分方式である程度絞ってやっていく必要があるということで取り入れさせていただいております。

ただ、総合計画のヒアリングというのもございまして、実施計画を単年度組んでおりまして、そのヒアリングの中での職員とのコミュニケーションを図りながらの枠配分も行いましたので、ある意味、ちょっと査定を前段階にやって、その上での枠配分ということも作業としてはやっておりますので、職員には大変御苦労をかけるとは思いますが、規律ある財政運営のためのやむを得なき措置ということで、これを来年以降のことについては私が今申し述べることではないと思いますので、30年度については枠配分で実施をしたというふうでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今後に関しては、選挙もあることですし、お考えいただければあれかなと思うんですが、この枠配分方式ということで、これちょっと私が学んできた中の一つですけれども、数年に一度、定期的に個別審査方式、いわゆる積み上げ方式に戻すということが結構価値のあるやり方であるというようにも学んでまいりましたし、時期としては、本当は市長選後の直近の予算編成時に施政方針に沿って改めて財源配分にメリハリをつけるということが効果があるとのことでした。

また近年、一部の自治体では予算措置を伴わずに行政サービスを提供するゼロ予算事業、これが取り入れられているところがあります。財源が縮小していく中で、多様化する行政ニーズに対応する手段として、枠配分を利用するに当たって、やっぱりだんだん減ってきますので、職員の方の努力はかなり必要になってきますけれども、今あるものを活用して新しい事業を考えるということも、職員の方にとっても意義のあることになってくるのではないかなと、努力をしているという部分も見えてきますので、ゼロ予算事業、こういったことを検討いただけるといいかなと思いますので、ちょっとこの点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ゼロ予算政策についての御提案といいますか、御質問がございました。

私も承知はしているところでございまして、なるべく費用対効果の観点もありながら、ゼロ予算で何ができるかということについては具体的な案はございませんが、今、参事以下課長全員が聞きましたので、そういったアイデアも出してくれると思っておりますし、具体的な予算編成方針の中で方式を変えて、それこそ最少の経費で最大の効果ということに留意しながら予算を編成してまいりたいと思っております。

これについては、地域の皆さん方の御協力も必要というふうに思っておりますので、そういったことをまた地域の皆さんにお伝えいただくのも、議員の皆さん方からもよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今ほど質問させていただいた内容というのは、まだあくまで制度とか手法ですので、個々の職員の方がいろいろ知恵を絞っていただいて、いいアイデアを生み出していくことによって既存の事業についても実施方式の見直しなどのいい結果が生まれてくると考えますので、引き続き厳しい財政運営を強いられる中ですが、全ての職員の方が問題意識を共有して一丸となって予算編成方針と事業に当たられることを祈念して、次の質問に移りたいと思います。

2番目に通告させていただいています地域公共交通の早期実現についてを質問いたします。

現在、濃飛バスの土・日、祝日などの運休の問題に直面し、土・日代替バスの施策がとられています。JR白川口駅と接続する公共交通機関の今後も先行きが不明確な状態にあります。また、高齢化が進み免許返納者も増加するでしょうし、身体的移動困難者、いわゆる福祉輸送以外の空白輸送の必要性が今後ますます高くなっていくことが予想されます。

こういった背景のもと、白川町と合同で白川・東白川地域公共交通活性化協議会が設置され、昨年度より協議いただいています。自家用有償旅客運送の実施においては運営協議会、その中でも市町村運営の有償運送の場合には、地域公共交通会議において合意が調った上で国土交通大臣の登録が受けられるということですので、手順は踏んでいるとは思いますが。

白川町での合同での協議会ですので、東白川村独自の問題点や手法の実施計画が必要だと思います。特に、診療所、老健施設の建設が進んでいく中で、新たなスタートを切ったときには利用者さんのために当然、交通手段も必要となるでしょう。

以前、全員協議会でいただいた資料によると、白川町では地域部会を立ち上げ、活動や実証運行が行われていますし、事業者を取り入れる検討もされているようです。自家用有償旅客運送には、社協やNPOなどが行う福祉有償運送、同じく公共交通空白地有償運送、市町村が行う福祉輸送、同じく交通空白輸送に分類されるわけなのですが、昨年、東白川村と白川町の住民向けに行われたアンケート結果や、協議会のほうから500万円ほどの費用をかけて委託先に委託されておられるわけですが、このアドバイスによって、どういった独自の公共交通施策を組み立てていくのか、進捗状況とあわせてお答えください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地域公共交通早期実現についての御質問にお答えをします。

白川・東白川地域公共交通活性化協議会の進捗状況と、今後の公共交通施策についてですが、まず協議会の進捗状況でございますが、当協議会は住民の生活に必要な輸送の確保、または公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため平成28年4月に発足し、同年6月24日に第1回目の協議会を開催してから、2年目のことし10月18日は第4回目の協議会を開催したところでございます。

昨年6月に開催しました第1回協議会では、法定協議会の設置まで経過報告や28年度事業計画が事務局より説明があり、また東白川村の福祉有償運送の状況について説明をいたしました。

ことしの1月19日に第2回協議会が開催され、公共交通利用実態及び意識に関するアンケート調査の結果について、そして白川町内で先駆けて実証運行されました白川北地区から実施状況の報告がありました。

次に、ことしの6月12日に開催されました第3回協議会では、白川町、東白川村から新しい公共交通の方向性について各事業所に対し提案をさせていただきます。

提案の内容でございますが、濃飛バスについては4路線のうち佐見線及び蘇原線を廃止して、代行として白川タクシーが担当し、白川線と黒川線の2路線はそのまま濃飛バスが継続運行、さらに土・日運行の再開、利用ニーズ、特に高校生に対してニーズに沿った柔軟な運行ダイヤ、増便、加子母への運行などについて提案をさせていただいているところでございます。

10月18日に開催しました第4回の協議会では、白川北、佐見、黒川及び蘇原地区のそれぞれの取り組みについて実証報告がありました。報告の中で、今後の課題として、有償運行になったとき、料金設定やきめ細やかな運行ができるのか、また若い年代の運転士が確保できるのかといった報告がありました。

また、第3回協議会で提案しました新しい公共交通の方向性に対して、事業所から新しい公共システムの提案がありましたので、この点については報告します。

濃飛バスからは、1つ目は運転士の確保、車両の更新や社屋の老朽化対策など大きな投資が困難な状況ではありますが、当面は美濃白川営業所を存続する。当面とは、平成32年9月末を想定というお話でございました。

2つ目として、現状の体制を維持して運行するには白川線を含む2路線とし、土・日運行の再開、高校生の通学手段の確保に優先した運行案を検討するというお話でございました。ちなみに、当面とは平成32年9月末を想定しておられまして、それ以降は今後の状況を見ながら検討していくということでございました。

白川タクシーにつきましても、車両の整備、運転士の確保等の課題がありますが、空白となる佐見及び蘇原地区を中心とした有償による輸送、また地区の要望によりデマンド型による運送も計画をしたいというお答えでございました。

次に、今後の独自の交通施策であります。来年1月29日に第5回公共交通活性化協議会が開催されますが、そこでは地域公共交通網形成計画及び再編実施計画作成に向けて新しい公共交通システムの具体策が示されると思っておりますが、これを東白川部会へ持ち帰り、協議会の内容報告と問題点等

を検討してまいりたいと考えております。

当面は、濃飛バス白川線の継続運行と、来年10月をめどに土・日運行の再開したいという回答をいただいておりますので、このことに対しては大変期待をしておるところでございますが、有償福祉運送については現状維持で計画をしてまいりたいと思っております。なお、31年度の診療所及び老健移転に伴う通院、支援バスの輸送計画については、30年度予算編成の中で検討するよう指示をしております。

また、免許証返納者の対応、希望の多いデマンド型による輸送については、白川・東白川地域公共交通活性化協議会で計画をしています。白川タクシーへの委託も選択肢の一つとしてこれからも検討がされていくと思っております。以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

10月18日の協議会の報告の中には、今、濃飛バスさんの土・日のバスの復活の検討というようなことで、こういったことは全くありがたいかなと思っております。

今、東白川村で、代替バスで土・日走らせていただいているバスについては、利用者の方はトータルで見れば少ないですけど、毎週のように、毎日のように乗ってみえる方があるので、この施策までやっていただいてよかったなということ。

あと、今福祉のほうでやってみえる福祉輸送であるとかスクールバスであるとか、こういったものは次の段階のときにはどういった形で、村中のそういった輸送関係が一体として考えていくということになると、よそではスクールバスとコミュニティバスが兼用でやっているようなところもありますし、こういったことを早く検討していくことによって、次の例えば車両入れかえのときに、もっと小さいものでいいんでないかとか、そのかわり数をふやしたほうがいいのかとか、いろんな検討がされていくと思っておりますので、これは東白川村の村民が幸せに暮らして、少しでも便利な生活を送るためにということで、白川町との協議ということも必要であると思っておりますし、次回の1月29日にこういった案が出てくるので、持ち帰ってということですので、またそのあたりは全協で説明いただいたり、それを村民の方がどう捉えるのか。

本当にこれが村民の方が皆さん公平に利用できるような便になっていくといいなと思っておりますし、やはりこういったことが村民の満足度、村内の商店の活性化であるとか、先ほど村長がおっしゃられたように建設される診療所の利用者の増加、新しくつくっても利用いただくには、今ほかの個人病院は玄関前まで迎えに来てくれますので、こういったものに対応していくには東白川もしっかりした交通の足、高齢者の方や利用者さんの足というものもしっかり考えないといけないでしょうし、こういったことをトータルで人口減少の歯どめとかそういったことにつながっていくと思っておりますので、このあたりは費用対効果というのは乗られた方だけが全くの効果ということになってくるわけではないと思っておりますので、そのあたりを十分今度の活性化協議会の答申というか、それを期待して

待っておりますので、また御提示をいただきたいと思います。

それでは、通告の3つ目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

去る10月23日早朝ですけれども、東白川小学校の非常火災警報装置の誤作動というものがありました。この誤作動についての詳細説明と、改善策についてを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この質問につきましては、教育課長から回答させます。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

当時の詳細ですが、10月23日金曜日の早朝4時10分に、小学校の非常通報装置から火災の連絡が消防署、警察、学校関係者に通報されました。

それぞれ出動し、10分後の午前4時20分に可茂消防署東分遣署により小学校ランチルームにて火災報知機の誤作動の疑いによる誤報と確認され、消防団の出動に対し役場より待機命令が出されました。午前4時30分より消防、警察、学校関係者、教育委員会、消防団幹部の皆さんと誤作動の原因を現地にて確認し、その後、午前4時45分に火災報知機点検業者も加わり、火災報知機の点検及び誤作動の原因究明を関係者全員立ち会いのもと行いました。

午前5時30分に火災報知機の誤作動の確認がとれましたので、関係者全員の解散となりました。

また、こうした今回の誤報により多大な御迷惑をおかけしました消防団の皆さんに対し、教育長及び学校長がその日の朝に消防団長宅を訪問し、今回の誤報に対する原因、今後の対応について説明、陳謝されました。以上が当日の詳細になります。

また、誤作動の原因と今後の対応につきましては、火災報知機そのものが小学校開校以来36年がたち、機器の老朽化に伴う誤作動が原因との専門業者の判断から、今後の対応として、機器の更新をすることにし、既に機器の発注を業者に依頼し、先週取りつけ完了を行ったところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

とりあえず対応のほうにつきましては、先日の原因になったものについてはやっていたということですが、先ほどお話がありましたように開校以来ということで、これ私が小学校6年生のときに開校されて1期生でございますけれども、ほかの部屋がどうであるのか、またほかの公共施設、東白川村にはたくさんありますけれども、特に子供さんが利用される建物なんかでもそうなんですけれども、保守点検状況とかそのあたりのことを、年度ごとの検査内容、これが音が鳴

ることだけの検査なのか、ある程度の途中の段階で部品の交換のサイクルがあるであるとか、そのあたりのことについてもう一度お伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

参事。

○参事（安江良浩君）

小・中学校、その他文化施設以外にも、集会場等で法的に消防検査は必要なところがございます。ここについて、詳細については私も今、資料はございませんが、火災報知機とかが正確に作動するか、またそれが連動しているのかというような調査の結果が報告があって、消防署、それから役場のほうへ提出されます。

今後につきましてですが、大変老朽化しておる施設もたくさんございますので、その他につきまして、人の命を守る大事な施設でございますので、今後も修正とか修繕等についても予算化しながら対応していく方向でいきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

よろしくお願ひしたいと思います。先ほどの小学校の件については、先生の話ですと前年にも日中、日中ですと非常警報装置につながらなくて、学校に先生が見えればその場でスイッチを落として終わりということですが、夜間であったということによって消防にいきなり通報が直結していますので、そういったことで関係者の皆さんがそのまま出動ということなんですけれども、今回、教頭先生が早く駆けつけていただいたのでいいんですが、これが火災であるのか、本当に誤作動であるのかわからない限りは、鍵をあけていただかないと本当に割って入るのかどうかと、そういった選択も迫られてきますので、できるだけというか、部品の交換のサイクルであるとか今、参事のほうから説明がありました。命を扱うものですので、こういったものの管理は格段の配慮をお願ひしたいということをおし添えて、質問の全てを終了いたします。

○議長（服田順次君）

続きまして、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

それでは、一括方式で質問をいたします。

村長の進退と今後の村政運営について。

村長の任期も少なくなってきました。1期目の村政目標は、豊かな自然とこの村に住む人々を宝として生かし、守り、もっと元気のある村にしていくことであると言っておられ、対話と協働で村をリードしてこられました。

しかしながら、村を取り巻く状況は大変厳しいものがあり、いろいろな施策が待ったなしで求め

られています。急激に進む少子・高齢化対策、高齢者の福祉の充実、農林商工業の担い手の育成、そして安心して暮らせる生活環境の整備等、数えれば切りがないほどです。限られた財源でこれらの事業を推進するには、アイデアと決断が必要だと思います。

村長が1期目に取り組んで来られた事業は、着実に東白川村の発展に寄与しつつあると存じます。今後は、第5次総合計画に沿ってやるべき事業がまだまだたくさんあるわけですが、とりわけ医療・福祉ゾーンの整備、光ファイバー化の実現、子育て支援対策の強化、産業振興と人口対策、官民協働による村づくり、災害に強い村の実現などを着実に推進する必要があると思います。

そんな中で、村長は平成30年度以降の進退を含めて、村の行政運営をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

来年、平成30年4月22日をもって私の任期が満了いたします。4月10日告示、4月15日の投開票日との日程が、さきの東白川村選挙管理委員会で決定をされました。

これを受けて、私の進退について御質問をいただきましたので、私の決意を表明させていただきます。

私は支援者の御推薦もいただきましたし、健康面でも激務を乗り切る自信も持てましたので、再選を目指して次期村長選挙に出馬する決意をいたしました。

私は村長を拝命してからの4年間、村民の皆様、議会の皆様、そして職員各位にそれぞれの立場で大きな御理解と御尽力を受けて、議論すべきところはしっかりと議論し、議員からお話をいただいたとおりに対話と協働の村づくりを進めてまいりました。第5次総合計画の確実な進展と東白川村地方創生戦略を柱に、さまざまな施策を積極的に実行してまいりました。幸い、前村長がしっかりと財政再建をしていただいておりますので、バランスに配慮しながらも積極的な財政運営を行い、仕事を確実に実行する行政運営を行ってまいりました。

皆様の審判を仰ぎ、幸いにも信任が得られました暁には、現在進めております医療・福祉ゾーンの診療所と老健の新設移転の整備計画の確実な進展、情報過疎に陥らないための全村光ファイバー化の整備事業、農林商工業の振興策、子育て支援、人口減少対策、また災害に強い村づくりなどをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

今上げましたとおり、どの事業も全て計画を進めておりますが、いろいろな施策は全て関連づけて東白川村のさらなる発展を目指すものでありまして、さまざまな分野でいろいろな仕組み、仕掛けを仕掛け、種をまいてきたと自負しておりますのでございますが、今後は確実に実りを得るべく、皆様方の御協力を仰ぎながら、職員の働き方改革も含めどこにも負けない実行力のある行政を進めてまいりたいと思っております。

以上で、私の進退と平成30年度以降の村政の進め方についての答弁といたします。

○議長（服田順次君）

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

ありがとうございました。

平成30年度、村の大きな事業になる医療・福祉ゾーンでございますが、今現在のところの今後のスケジュールをまずお伺いいたします。

そして、提案になるかと思いますが、せっかく立派な施設ができるので、医療の充実、そして健康寿命を延ばすという観点から、高齢化が進む中で村民の方々の日ごろの健康管理やかかりつけ医者を持つことなどの必要性など、高齢化が進む地域医療の課題を話し合う村民と語り合う会の開催を提案したいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

医療・福祉ゾーンの整備につきましては、現在、実施計画を業者に委託して行っております。本年度中に実施計画をつくり、来年度、建設に着手をします。単年度の建設ということでございますが、外構整備等は31年度に移して、移転、開業するのは平成31年度の後半になろうかという計画で進めております。医療・福祉の提供は一日も停滞が許されませんので、しっかりと整備した後に移転をするという計画を進めてまいります。

ただいま御提案のありました医療・福祉のことにつきましては、先般の第5次総合計画の満足度調査で、平成24年度ではマイナスであったのが、これがプラスに転じたということは私は大変自信を持ちました。ことしの2月にこの医療・福祉ゾーンの整備計画を6地区で集落座談会を開催して御説明してまいりました。いろいろな御意見はたくさんいただきました。しかし、期待をする意見もございました。これから私は、医療や福祉は東白川村だけで完結することはできず、地域でもって完結をする必要があると考えております。こういったことで、隣の白川町さんとは重々連携をとりながら整備地も進めてまいりましたし、これからもその方向で考えております。

住民との対話の御提案でございましたが、私は村長と語る会というのを提案しておりまして、いつでも窓口はあけております。いろんな形で話し合いをしたいということなら、どこでもお邪魔をして話し合いをしていきたいというのは現在も進めておるところでございますので、このことについてまた特別なお話があったら対応してまいりたいと思います。

村民の皆様方が安心して暮らせるために、皆様方の総力をかけて東白川村五十年の計といたしますか、医療・福祉の核となる施設をつくって、この利用についても快適でこれからの長寿命社会を乗り切っていくための医療・福祉ゾーンの整備をしっかりと進めていきたい、そういうことで御案内のとおり名古屋商科大学セミナーハウス跡地と寄附をいただけるということができましたので、非常に広い土地でございますので、まず第1次計画で診療所と老健を移転しますが、その後の移転

計画も持って進めてまいりたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（服田順次君）

再質問はありませんか。

○6番（今井保都君）

ないです。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、昼食後、1時より再開をしますのでよろしくお願いを申し上げます。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第10号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から専第11号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）までの2件を専決関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成29年12月15日提出、東白川村長。

記1. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）（別紙）。

2. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）（別紙）でございます。

なお、おめくりをいただきまして、専第10号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,237万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年9月29日、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、第1表の歳入歳出予算補正及び5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます、7ページの2.歳入からお願いをいたします。

7ページでございます。2.歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額が49万円。説明のほうへ行っていただきまして、普通交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額が344万5,000円でございます。説明のほうで、衆議院議員の選挙の委託金で、10月22日投開票の選挙に係るものでございます。

3.歳出でございます。

2款4項1目で補正額が393万5,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、衆議院選挙費ということで、解散に伴います急施の事務ということで専決の扱いになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

内容でございますが、報酬で投・開票管理者、立会人の報酬が58万3,000円でございます。職員手当等で超勤手当、これは期日前、投開票日の職員手当でございますが202万8,000円でございます。賃金でポスター掲示場設置・撤去の賃金が4万円、期日前投票の臨時雇用賃金が13万1,000円でございます。需用費で消耗品費、文具類で10万8,000円、選挙用資材として22万円でございます。参考図書代で書籍の購入1万5,000円でございます。印刷製本費で選挙資材の印刷製本費で7万5,000円でございます。食糧費は立会人の皆さんの賄い費でございますが8万4,000円でございます。燃料費で投票所の暖房の燃料費ということで1万円を計上しております。役務費のほうでは通信運搬費で郵便料2万6,000円、広告料のほうで新聞折り込み料と新聞広告掲載料でございますが、それぞれ5,000円、1万7,000円でございます。手数料はクリーニング代でございますが、1万5,000円でございます。委託料のほうで選挙人名簿の電算処理委託料で10万1,000円でございます。

9ページのほうへ行っていただきまして、使用料及び賃借料で車の借り上げ料8,000円で、この経費につきましては、投票箱の送致に係る立会人さんの車の借り上げでございます。ポスター掲示板レンタル料が19万1,000円でございます。コピー機の使用料が1万円。それから、備品購入で選挙の投票の記載台を一部整備させていただきまして26万8,000円でございます。

補正予算の第5号につきましては、以上でございます。

続きまして、専第11号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,255万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年11月1日、東白川村長でございます。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正及び5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させてい

ただきまして、7ページの2.歳入からお願いをいたします。

2.歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額が17万6,000円でございます。普通交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

3.歳出。

6款2項2目林業振興費、補正額が17万6,000円でございます。一般林業振興費で、役務費の手数料でございますが、旧清田邸の浄化槽のくみ取りの清掃料が4万7,000円の追加でございます。それから工事請負費のほうで、旧清田邸の浄化槽の撤去工事で12万9,000円ということでございますが、この件につきましては神付の担い手住宅の敷地造成工事を行っていましたところ、当初予定をしていませんでした浄化槽の埋設が確認されまして、急遽、専決補正の対応としまして、別工事として処理をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第10号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から専第11号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）までの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第10号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から専第11号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第6号）までの2件は、原案のとおり承認されました。

◎議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第59号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第59号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。平成29年12月15日提出、東白川村長。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約でございます。

改正の規約につきましては、条建てで適用日ごとに整理をしております。要点につきましては、説明資料の別冊の提出議案の新旧対照表で行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初から、終わりのページのほうへいきますが、138ページのほうをごらんいただきたいと思います。よろしくお願いたします。一番最後の資料になります。

今回の改正の要点につきましては3点ございまして、まず今回の改正で大きく影響しましたところが、当該組合の加入団体でございます地方競馬組合の構成団体に岐阜県が含まれていたということになりまして、退職手当組合の変更の許可は県が含まれていたために全て総務省の所管であるということが法務省の指導で確認をされまして、今まで県が許可を行っていた昭和52年からの変更の全てが無効ということが総務省の指導でわかりまして、今回さかのぼってその変更を全てやり直すということで、その変更の手続を行うものが1点でございます。

それから2点目としまして、本巢の消防事務組合が広域化のために岐阜消防本部に合併するというところで、そちらに係る改正が2点目でございます。

3点目としまして、可茂の関係ですが、可茂の広域事務組合のほうがことしの3月末で解散をいたしました。そちらに係る改正が3点ということでございます。

以上、3点が変更の内容でございます。新旧対照表のほうをごらんいただきまして、改正条文については52年からの改正ということで大変煩雑になっておりまして、この新旧対照表につきましても昭和52年9月30日現在の規約と、変更後、今回の新しく加わった変更、本巢消防の件と可茂広域組合の件も含めて改正後のものが出ておりますのでお願したいと思っております。

以下、52年からその間の細かい変更については全部飛んだ形で、52年の規約から現在の29年度の今回の改正後の規約に一気に飛んでおりますので、新旧対照表でも見づらい部分がございますけれども、よろしくお願したいと思っております。

ということで、要点のみを主要なところだけ変更点を説明させていただきますので、よろしくお願したいと思っております。

変更後で第4条のところですが、組合の事務所でございますが、岐阜市司町から岐阜市藪田南のほうに移っておりますので、そちらの改正をしております。

それから、5条のところでは組合の議会の議員の定数でございますが、従来は24人でしたが、現在は27人となっておりますし、それぞれの区分によって定数が決まっておるというような現在の扱いになってございます。

6、7条が削除になってございます。

それから、139ページのほうへ行っておりまして8条でございますが、会計管理者を置くと

ということで、新しくできました会計管理者の制度というのが当時できたわけですが、その改正をしてございます。そこで、8条の第5項のところでは、会計管理者をもって充てるというようなことですが、従来の規定にはそういうものがなくて、収入役等が出てきておるといふことでございます。

それから、10条のほうへ行っていただきまして、監査委員の任期でございますが、従来は2年でしたが、現在は4年ということになってございます。

以上、大きなところはそのようなところでございまして、あと142ページのところで今回の可茂消防と可茂広域の関係でございますが、第2条関係に構成団体が出ておりまして、規定がございまして、その別表ということで出ております。枠囲いの中が新しい現在の構成団体ということで、この中に可茂広域事務組合と可茂消防事務組合は削除されてないということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本文のほうへ戻っていただきまして、本文のほうにもページが振ってございますけれども、最後のほうのページに行きまして、13ページに附則が出てございますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思ひます。

後段のほうでございますが、附則、この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行するということになります。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中右欄の改正規定は、それぞれ当該右欄に定める日から適用するということ、それぞれ条建てで適用日ごとに改正条文を載せてございまして、そちらに対応します適用年月日がずうっと書いてあります。

1条については、52年の10月の改正ということになります。2条につきましては、14ページの上のほうへ行っていただきまして53年ということでございます。それぞれずうっと経過が載ってございまして、最後のページへ行っていただきまして、18ページでございますが、第50条の改正が先ほどの可茂広域の関係と本巢消防の関係の改正ということでございますので、それが30年の4月1日、50条につきましては組織の変更ということで一部役員さんの変更をうたっておりますけど、可茂広域につきましては49条のところ平成29年4月1日に適用するということになってございます。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第60号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第60号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年12月15日提出、東白川村長。

次のページに改正条文を載せてございますが、こちらも説明につきましては新旧対照表でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新旧対照表の1ページのほうからごらんをいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正ということでございまして、非常勤職員の育児休業を1歳6カ月までになっておりますけれども、特に必要と認める場合には2歳まで取得できるようにするというものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条のところ、育児休業をすることができない職員を定めてございまして、その1号、2号、3号、(3)でございますが、「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」は育児休業をすることができない職員ということで定められておまして、ここア、次のいずれにも該当する非常勤職員ということで定めがございまして、次のページの(ア)がございまして、(イ)のところでございますが、その養育する子が1歳6カ月に到達する日までにその任期云々ということがございますけど、こちらのほうに今回、特例規定で入れます第2条の4の規定がありますが、それに連動しまして条文を整備するというので、追加のところについては、「以下」が入りまして、あと2つ目の括弧がございまして、「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」ということでございまして、お願いをしたいと思います。

それから、4ページのほうへ行っていただきまして、5行目、6行目あたりのところに第2条の3がございましてけれども、そこの第1項第2号(2)のところですが、赤書きの「この条において」

のところですが、「この条において」を「この条及び次条において」ということで、新しく入れた条を、適用をここに加えるということでございます。地方等育児休業という言葉を省略して使うというような意味でございます。

続きまして、5ページを飛んでいただきまして6ページも飛んでいただきまして、7ページのところに育児休業法第2条第1項の赤文字のところですが、条例で定める場合ということでございます。ここが新しく入りましたものになりまして、この条例につきましても本体のほうの育児休業法にもたれるところが非常に多くて、大変難解でございますけれども、育児休業法の第2条第1項のところに条例で定める場合ということが決まっております、その法律で言うものを条例のほうに委任する事項について定めたものでございます。先ほど言いましたように、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として定めるものということで、特に必要とする場合をここで定めたものでございまして、第2条の4で、「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に到達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日」とありまして、それから括弧が入っておりますけれども、括弧をずうっと飛んでいただきまして6行目の中段になりますが、翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときということでございます。このいずれにもというのが、(1)と(2)で1号と2号になりまして、「当該子について、非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合」ということで、1歳6カ月前に育児休業を取得しまして、さらに続けて育児休業をする場合には2歳まで認めますよということを書いてございまして、2号のほうでは、「当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合」について、「村の規則で定める場合に該当する場合」ということで、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合としてということを書いてございますけれども、一応これはどういうことを想定しているかということ、先ほど一般質問でございましたが、保育園の受け皿がないために待機児童となっているようなお子さんを、やむを得ずといいますか、養育している場合については2歳まで育児休業がとれますよというようなことで、1歳6カ月前から育児休業を受けていまして、引き続き2歳まで育児休業をとりたいよという場合には該当しますというような改正をするものでございます。

あとは12ページのほうへ行っていたいただきまして、(7)がございまして、赤文字のところ「又は第2条の4の規定に該当すること」ということですが、先ほど前段で説明しました2条の4の規定が入りましたので、そちらの条文を適用させるものでございます。

それでは、本文のほうへ戻っていただきまして、附則でございます。

裏側の面になりますけれども、附則で、施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号から議案第64号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第61号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を関連がありますので、一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第61号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年12月15日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、改正条文を載せてございますが、こちらも説明につきましては新旧対照表で行わせていただきますので、新旧対照表の15ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの改正条例につきましても条建てになっておりまして、1条のところでは29年度に適用する改正、それから2条のところでは30年度に適用する改正を一気にやるというような手法でやっております。

表の枠の中でございますけれども、左側が改正後で、右側、現行のほうが改正前でございます。

第5条で期末手当で、第2項でございますが、改正前が、12月に支給する場合においては「100

分の187.5」を乗じた額になっておりますけれども、12月に支給する場合において「100分の197.5」を乗じた額に変更するものでございます。

続きまして、次のページへ行っていただきまして、16ページのほうが第2条の改正ということになりまして、こちらのほうについては平成30年度の期末手当の支給に適用する改正でございます。改正前につきましては、6月に支給する場合においては「100分の160」、12月につきましては「100分の197.5」ということでございます。改正後につきましては、6月に支給する場合については「100分の165」、12月につきましては「100分の192.5」ということでございますが、12月のほうが改正の前と比べて5%、100分の5減ってございますけれども、これは1条のほうで100分の10を12月のほうで上げておりまして、それを6月と12月に半々で支給するように改正するというところで、年間の支給率は変わりませんけれども、支給の6月と12月の割合を変えるというような改正が2条の適用の改正になりますので、よろしくお願いたします。

本文のほうに戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日等の規定でございます。先ほど言いました第1項のところ、この条例中、第1条の規定は公布の日から施行して、第2条の規定については30年4月1日から施行するというところで、2項のほうで第1条の規定の改正後の規定につきましては29年12月1日に適用ということで、遡及適用をここでうたっております。

それから、期末手当の内払いということで3項のほうでございますけれども、第1条の規定の改正前の期末手当は既に改正前で支給が終わっておりますので、改正後の条例の規定による期末手当につきましては、その改正後の支払い分の内払いとみなすということでございまして、今度12月28日にこのアップの差額分が支給されるということになりますので、よろしくお願したいと思っております。

続きまして議案第62号で、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年12月15日提出、東白川村長。

こちらのほうも新旧対照表の19ページをごらんいただきたいと思っております。

この条例につきましては、特別職職員に係る分の期末手当の改正ということになりまして、議員の報酬と同じように第1条が29年度適用分、それから第2条のほうが30年度の適用の改正ということでございます。

現行は、12月に支給する場合においては「100分の222.5」を、改正後につきましては「100分の232.5」に改めるものでございます。

それから、20ページのほうへ行っていただきまして第2条でございますが、30年度につきましては、6月に支給する場合においては「100分の207.5」、12月に支給する場合においては「100分の232.5」でございますが、それを割り振りしまして、6月に支給する場合については「100分の212.5」、12月に支給する場合については「100分の227.5」に改めるものでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則でございますが、こちらの附則も前に出ました議員報酬と同じ運用でございますので、説明のほうは省略をさせていただきますのでよろしくお願いた

します。

続きまして、議案第63号でございます。

東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年12月15日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、改正条文が出ておりますが、こちらも新旧対照表のほうの23ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらのほうは通常の支給率から、特例規定によりまして正規の支給率の95%に引き下げる改正でございます。現行については、12月に支給する場合については「100分の211.4」でございますが、前の改正の条文の95%掛けということでございます。12月に支給する場合においては「100分の220.9」に改めるものでございます。

本文のほうへ戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するというものでございます。

続きまして、議案第64号でございますが、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年12月15日提出、東白川村長でございます。

こちらも次ページから改正条文を載せてございますけれども、説明につきましては新旧対照表の25ページから行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これも条建てになっておりまして、第1条が29年度適用分、第2条のほうは30年度適用分でございます。

まず29年度の適用ということで、（初任給調整手当）のところの一部変わります。13条の3ということで1項のほうが出ておりますけれども、ここにつきましては括弧の中で「1号及び2号に係る」に「掲げる職に」を追加するものでございますが、ここは表現の見直しということでございます。

26ページのほうへ行ってくださいまして、第1号で医療職給料表の適用されておる職員で欠員の補充が困難な場合に認められる規則で定めるものの額で、月額でございますが、医師になりますけれども、月額が「41万3,800円」を「41万4,300円」に引き上げるものでございます。

2号のほうも医師以外の医学等の専門知識を有する方に適用する初任給調整手当でございますが、「5万600円」を「5万700円」、若干でございますがアップするものでございます。

それから、あと勤務時間等の条例の改正のものも入っておりまして、（給与の減額等）というところで、18条に勤務をしない場合というのは、ほとんど適用することはないんですが規定が定められておりまして、その中の27ページ中段のところでございますけれども、勤務時間条例第11条に規定する休暇のところ、赤文字のところでございますが、介護時間を追加するというので、介護時間は減額の適用に該当すると。通常の有給休暇ですとかは休んでも減額の対象にはならないんですけれども、組合休暇とか介護休暇、それから介護時間、今回追加するのが介護時間になります

けれども、この休暇をとりますと減額の対象になってくるということでございますので、そういう改正でございまして、介護時間を追加するものでございます。

28ページのほうへ行っていただきまして、後段のところに（勤勉手当）が出ておりまして、職員については勤勉手当の率の改正をしていきます。

29ページを飛んでいただきまして、30ページのところへ行きますと、支給率が出てまいります。まず1号のほうは一般職員に係ります規定でございまして、従前「100分の85」のところは1本出ておりますが、従前は6月、12月が同じ率でございまして分けた書き方をしておりませんが、29年度については6月と12月の支給率が変わるということで、6月に支給する場合には「100分の85」、12月に支給する場合には「100分の95」ということでございます。括弧内は管理職ですが、特定管理職の職員においては「100分の115」ということになります。

2号につきましては、再任用の職員の関係でございまして。「6月に支給する場合には」ということが入りまして、12月に支給する場合には「100分の45」。再任用の管理職はございませんけど、そういう場合には「100分の55」ということでございます。

附則のほうへ行っていただきまして、23項の改正がございまして、この附則第23項の頭の部分ですけれども、「附則第20項の規定が適用する間」というのが書いてございますけれども、この間につきましては、間というのは26年の改正なんですけど、27年度からだと思うんですけど、27年度から29年度いっぱい支給率が抑制される規定がここで設けられておりまして、そちらのほうの期末手当の支給の抑制の率ということで出ておりまして、こちらと同じように、12月に支給する場合には「100分の1.425」ということが入っておりますし、最低号給に達しない場合についても、12月に支給する場合は「100分の95」ということで、特定の管理職については「100分の115」ということでございますが、こちらもほぼ実際には適用がないと思っておりますが、規定として定めるものでございます。

それから次に、別表の第1で別紙を改正するというところで、行政職の給料表と、それから別表第2で医業職の給料表を別紙のとおり改めるということでございます。

給料表の改正が出てございますけれども、改正前が、まず別表第1につきましては行政職の給料表でございまして、1級の第1号のところを見ていただきますと、一番上の一番左側ですけれども、一番低いところで「14万600円」の俸給月額になりますけれども、それを左側の改正後で見ていただきますと「14万2,600円」ということで、2,000円がアップしてございます。若年層につきましては、大体1,000円から2,000円のそれぞれほかの俸給額につきましてはアップしておりまして、その他につきましても大体400円ぐらいがアップするというところでございます。これも民間格差を埋めるということで、人事院から勧告されておるものでございます。

それからずうっと飛んでいただきまして、41ページのほうではアの医療職給料表の(1)ということで、医師に係るものでございますけれども、職員区分の1級の1号を見ていただきますと「24万5,200円」を「24万6,400円」にアップするという改正でございまして。

それから次に、ずうっとあと同じように変更がされておりました、48ページにつきましては医療

職給料表の(2)でございますけれども、こちらのほうの改正で、1級のところで「14万6,500円」を「14万7,500円」に改めておりますけれども、以下同じように見直しをするものでございます。

それから、55ページのほうでは医療職の給料表の(3)になりますけれども、こちらと同じように1級の1号俸のところを見ていただきますと「16万100円」のところが「16万1,300円」に上がっております。こちらの給料表に改正するものでございます。

以下、同じようにそれぞれ号給のところを見直しさせていただくものでございます。

続きまして、65ページのほうへ行っていただきますと、今度は第2条ということで、来年の平成30年に適用します改正分でございます。

まず第22条のところで、勤務時間の1時間当たりの給与月額を算出するという規定がございまして、そちらのほうに「村規則で定める時間を減じたもの」という項目が入りまして、この取り扱いにつきましては労働基準法に準拠した算出方法に改正するというところでございますが、詳細につきましては、まだ規則のほうの準則の通知が来ておりませんので、それを受けまして整備をする予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。軽微な改正かなあというふうには思っております。

続きまして、次のページで第2項のところも同じように「村規則で定める時間を減じたもの」ということで、労働基準法に準じた改正がされるものでございます。

それから、(期末手当)の第23条の4でございますが、まず2行目のところでは「附則第20項第2号」が消えておりますけれども、これにつきましては先ほどの当分の間の抑制規定が29年度で終わる関係で、そちらの条文が削除されることで消えております。同じように、「23条の6第1項において」ということで、こちらのほうも同じような意味の改正でございます。

67ページの2項のところで、「においては」を「には」に改めますが、こちらは表現の見直しでございます。後段のところの「及び附則第23項」も「第2項」に改まっておりますが、先ほどの同じ附則の改正によるものでございます。あと、2番のところは表現の見直しでございます。

68ページのほうへ行っていただきまして、4項のところにも同じように附則第20項が出てまいりますけれども、同じように附則の改正による改正でございます。

69ページの第23条の7のところも、同じように附則の改正による改正が一部されております。

それから、70ページを飛んでいただきまして71ページのところで、30年度に適用する勤勉手当の支給率でございますけれども、従前の率を「100分の90」と、これは6月と12月とも「100分の90」に改めるものでございます。特定管理職員にあつては「100分の110」という率でございます。同じように、再任用職員についても従前の率を「100分の42.5(特定管理職員にあつては100分の52.5)」に改めるものでございます。

続きまして、72ページのほうへ行っていただきまして、先ほどから出ております附則の削られた部分ということで、附則の20項から当分の間ということで出ておりまして、本法が管理職職員については1.5%カットの運用がされておりましたけれども、29年度でこの取り扱いも終了するというところで、全て削除というようなことでございます。ずうっと同じ関連の削除の改正を行ってござい

すので、お願いしたいと思います。

78ページのところまで附則の20項以降の関連する改正がございまして、（施行期日等）があと追加で出てきております。

施行期日については本文のほうで説明させていただきますので、本文のほうへ戻っていただきまして、同じことが書いてあるということですが、第1条、第2条の表の俸給表の後に第2条の改正文が出ておりました、その下の後段のところになりますけれども、附則で（施行期日等）が出ておりました、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条の規定は、平成30年4月1日から施行するというところでございます。

第2項のところで、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例は、平成29年4月1日から適用するという遡及適用の条文でございます。

給与の内払いのみなし条例、従前の率で支払いました手当につきましては内払いとみなすということで、先ほどの前の条例と同じでございます。

あと（村の規則への委任）ということで、第3条で、前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村の規則で定めるということでございますし、あと関連条例の改正ということで、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということで、附則の第4項を削る改正をこの附則でもって行うということでございます。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例についてまでの4件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第65号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第65号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年12月15日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村税条例の一部を改正する条例。そして本文がございます。

説明については、新旧対照表のほうで進めさせていただきますので、81ページをごらんいただきたいと思います。

左側が改正案、右側が改正前となります。

今回の改正につきましては、村の税条例をインターネット上に公開するというに伴いまして、文言の改正を中心に条例間及び地方税法との整合を図るものでございます。全部の朗読は省略させていただきますまして、ポイントを絞って説明させていただきますのでお願いいたします。

では、81ページでございますが、（課税漏れ等に係る村民税の取扱い）第7条の見出しから（納税証明事項）第11条の3までの改正は文言の改正でございます。

（納税証明書の交付手数料）、82ページに移りまして、第11条の4は地方税法との整合を図るもので、第2項にただし書きを加えまして、第4項を削るものでございます。

中段の（年当たりの割合の基礎となる日数）第13条から、83ページまで移りまして（均等割の税率）第24条までは文言の修正及び条例間の整合を図るものでございます。

第25条を削除するものは、地方税法との整合を図るものでございます。

（所得割の課税標準）第26条は文言の追加でございます。

84ページのほうに移りまして、（寄附金税額控除）第26条の8は地方税法との整合を図るための改正でございます。今までの寄附金控除に関する規定を地方税法に基づく規定に変更し、村ではその対象を明確化するものでございます。

関連がありますので、136ページをごらんいただきたいと思います。

136ページ、（別記一の一）という現行の表がございます。現在は、この条項に基づきまして減額等を行っているわけですが、今回の改正によりましてこの表はなくなりまして、地方税法第314条の7の規定を適用するというふうに条項を改正させていただきます。その下の（別記二）の表でございますが、こちらのほうは文言の改正による改正でございます。

84ページにお戻りいただきたいと思います。

今回の改正におきましては、地方税法との整合を図るということで、第1号にアからコの設備等を規定させていただきます。ちなみに、第1号のアにつきましては、国または地方公共団体、イは国立美術館などの独立行政法人、ウは岐阜県総合医療センターなどの地方の独立行政法人、エは自動車安全運転センターや日本赤十字社などです。オは公益社団法人、公益財団法人、カは私立学校法に基づく学校法人、キは社会福祉協議会などの社会福祉法人、クは更生保護施設を運営する法人、ケは財産の運用につきまして信託会社などに委託して公益目的を達成するための公益信託、コはNPO法人が該当することになります。

それでは86ページをごらんいただきたいと思います。少し下のほうでございます。

(所得の計算) 第27条第1号中の「基礎」を「基準」に改めております。

続きまして、87ページ。

(村民税の申告) 第28条の2の改正は、次のページまでありますが、条文の追加や同条中の第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削り第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、第9項を第7項とするといったように、項の削除及び繰り上げを行いまして、地方税法との整合を図るものでございます。

89ページをごらんいただきたいと思います。

(村民税に係る不申告に関する過料) 第28条の4から93ページまで飛びまして、93ページの(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続) 第32条の7までにつきましては、文言や数字の変更、追加などで、条例公開に向けての改正でございます。

93ページ、中段下でございますが、(村民税の減免) 第33条につきましては、地方税法及び条例間の整合を図るもので、省略しておりますけれども、第1号の生活保護者、第2号の当該年に所得が皆無となった生活困窮者、第3号の学生及び生徒、第4号の公益社団法人、公益財団法人の後に第5号から第7号がありますが、それをまとめて「村長が認める者又は団体」としまして、第5項にまとめて地方税法との整合を図るものでございます。

次のページ、94ページに移りまして、第35条の6の2(分離課税に係る特別徴収税額の納期の特例) から101ページの第52条(固定資産税の減免) までにつきましては、条例公開に向けた文字の修正などがございます。

101ページ、第52条の次に第52条の2と第52条の3の2つの条を追加させていただきます。これは閲覧に係る手数料と証明書交付に係る手数料の規定を明確にし、地方税法との整合性を図るものでございます。

102ページに移りまして、(被災住宅用地の申告) 第55条から、少し飛ばさせていただきますが114ページの(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例) 附則第7条の5までにつきましては、地方税法やインターネット公開にあわせた文字の修正、削除及び追加でございます。

115ページ中段をごらんいただきまして、(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の6の2を改正させていただきます。この条につきましては、6月に本村に関するような部分だけ改正しておりましたが、地方税法の整合を図るために再度改正させていただくものです。ち

なみに、今回の改正によりまして第7条の6の2第1項につきましては、工場などの汚水排水の処理施設でございます。第2項は大气汚染防止法に規定される特定物質の排出または飛散防止施設、第3項が土壌汚染対策法に規定する特定物質の排出または飛散防止施設、第4項が下水道法に規定する除害施設、雨水が大量に下水に流れ込まないようにするための施設でございます。第5項が河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設、第6項が都市再生特別措置法に規定される業者が平成27年度から28年度までに公共の用に供するために新たに取得した家屋及び償却資産、第7項が公安法などにに基づき取得した家屋及び償却資産、第8項が津波防災地域づくりに関する法律に規定される津波対策用の償却資産、第9項が平成27年度から29年度に締結された協定避難小屋など、こちらからは今までもありましたけど、第10項が太陽光、第11項が風力、第12項が水力、第13項が地熱、第14項がバイオマスという各発電設備でございます。第15項は特定貨物輸入拠点港湾における機能高度事業用の家屋及び償却資産、第16項が水防法に規定する地下街施設等、第17項は平成28年度から30年度までに設置される災害対策基本法により新たに設置される電気事業法に基づく地下埋設ケーブル、第18項は農地中間管理機構が平成28年度から29年度に取得した農地中間管理権のうち一定基準を満たすもの、第19項が高齢者サービスつき賃貸住宅などにつきまして減免規定をされるものでございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の8から123ページまでですけれども、(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例) 第16条までにつきましては、地方税法及び条例間の整合を図るための文字の訂正、条及び項の削除などがございます。

続きまして、124ページから133ページの間でございますが、もともとあった(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例) 第16条の2につきまして、文字の修正や削除及び追加を加えまして、第16条の3にして、そのかわりに(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例) 第16条の2をごらんのように改正するものでございます。これは地方税法との整合を図るための改正でございます。

続きまして、133ページでございます。

下段のほうになりますけれども、(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告) 第17条から135ページでございますが、第18条第3項第1号までの改正につきましては、地方税法及び条例間の整合を図る改正でございます。

136ページにつきましては、別表で第26条の8関係、別記2を先ほど申し上げましたように変更させていただきますのでお願いいたします。

本文に戻っていただきまして、本文の一番最後をごらんいただきたいと思っております。

附則でございます。附則、第1条 この条例は公布の日から施行する。

議案第65号は以上でございます。お願いいたします。

○議長(服田順次君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号から議案第70号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第66号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から日程第18、議案第70号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を補正関連のため、一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、補正の資料をお願いいたします。

議案第66号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,217万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億472万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成29年12月15日提出、東白川村長。

次のページの「第1表 歳入歳出補正」の説明は省略させていただきます、6ページの債務負担行為補正をお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

(追加) 事項、AED、防災センターと道の駅に設置するものでございます。期間が平成30年度から平成34年度までで、限度額のほうが60万4,000円でございます。

今回の補正に計上しています防災センターと道の駅に設置しておりますAEDの機械について、更新を予定しておりますけれども、5年間のレンタル契約によりまして整備を行う計画のために、次年度以降の支出分について債務負担行為の議決をいただくものでございます。

第3表で地方債補正でございます。変更で、いずれも限度額の変更でございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので省略をさせていただきます。起債の目的で過疎対策事業が、変更前の限度額が2億4,110万円でございますが、限度額で2億4,310万円に変更で200万円をふやすものでございます。過疎対策事業のソフトですが、3,900万円を4,070万円に変更して170万円を追加するものでございます。臨時財政対策事業6,000万円を5,712万円に変更するもので、288万円を減額するものでございます。詳細につきましては、歳入のところの説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、9ページのほうですが、事項別明細書が出てございますが、9ページ、1の総括は省略させていただきます、11ページの歳出からお願いをいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額が1,810万2,000円の追加でございます。説明のほうで、普通交付税で収支のバランスをとるものでございます。

11款2項2目で総務費負担金、補正額が270万円の追加でございます。村民センターの修繕費負担金ということで、ボイラーの修繕に係りますJAの負担金でございます。

3目で民生費負担金が13万3,000円の追加でございます。養護老人ホームの入所者負担金ということで、入所者の増によるものでございます。

12款1項2目で総務費使用料、補正額が36万3,000円の減額でございます。エコトピア住宅の使用料でございますが、繰り上げ償還に伴います減額でございます。

3目民生費使用料のほうで1,000円の追加でございます。神土と五加の交流サロンの使用料でございます。

13款1項3目で民生費国庫負担金、補正額が1万6,000円でございます。国民健康保険の基盤安定制度負担金が4万9,000円の減額で、事業費の交付決定によるものでございます。3節のほうで障害者医療費国庫負担金の前年度の精算金ですが、1万8,000円が追加で交付されるものでございます。同じく障害児の入所給付費等の国庫負担金の前年度精算金で4万7,000円が追加でいただけるものでございます。いずれも事業費の決定によりまして追加を受けるものでございます。

13款2項2目で総務費の国庫補助金でございますが、補正額が108万3,000円でございます。地方創生推進交付金の交付決定がございまして、追加で補正をさせていただきますのでございます。

13款3項3目で民生費国庫委託金でございます。補正額が186万4,000円でございますが、国民年金事務委託金ということで、システム改修に係ります経費の追加交付分をいただいております。

14款1項3目で民生費県負担金、補正額が75万2,000円の減額でございます。1節のほうで、国民健康保険基盤安定制度のほうで77万5,000円の減額、障害者自立支援給付費負担金の前年度精算金のほうで2万3,000円を追加しております。差し引きが75万2,000円でございます。

5目で県移譲事務交付金が1万1,000円の追加でございます。説明のほうで、商工会の設立認可等移譲事務交付金が1万5,000円、次の生活安全のほうで1,000円、以下、次のページまで細かく交付決定がございまして、当初見込みと若干食い違った分について、差額についてを補正させていただくものでございます。いずれも交付決定によるものでございます。それから、一番下段については移譲事務以外のものがございますけれども、自立支援の医療費の支給認定申請等に係る事務ということで3万1,000円を計上してございます。県負担金のほうについては以上でございます。

14款2項で県補助金でございますが、6目で農林水産業費の県補助金でございます。補正額が19万9,000円でございます。内訳としましては、農業委員会の交付金が4万8,000円の減額、農地利用最適化交付金が18万5,000円の追加、農業委員会費の補助金が6万2,000円の追加ということで、4万8,000円については交付決定による減額でございますし、下の2つにつきましては新設の補助金の交付を受けることになりまして、追加で補正をさせていただくものでございます。

7目で商工費の県補助金が74万円の追加でございますが、清流の国の推進補助金、PR強化事業ということで申請をしましたら、決定をしまして追加させていただくものですが、「つつちー&のこりん」の着ぐるみの整備をさせていただくものでございます。

8目で土木費県補助金が7万1,000円の追加でございます。土地利用規制等対策費の交付金で、交付決定による追加分でございます。

16款1項2目で指定寄附金でございます。補正額が2,583万4,000円の追加でございます。2節で総務費のほうではふるさと思いやり基金が2,580万円、4月分からの分を今回予算のほうを措置させていただくものでございます。3節のほうでは社会福祉施設整備指定寄附金のほうで8万1,000円の減額でございますが、10万円につきましては予算の組み替えということで行っておりまして、あと立正佼成会さんのほうから1万9,200円をいただいたものでございます。10万円につきましては、社会福祉施設整備のほうから社会福祉医療施設整備のほうへ寄附金の予算を組み替えるものでございます。4節のほうで衛生費については2件いただいております。太極拳グループ様のほうから1万円と、飛騨川漁協東白川支部様から5,000円をいただいております。

17款のほうに参りまして繰入金でございます。17款1項16目で消防活動基金繰入金で、補正額はゼロでございます。9月に消防活動基金の繰り入れ、ポンプの修繕のほうへ繰り入れる予算をさせていただきまして。ちょっと錯誤がございまして、細かいところで細節に誤りがございましたので修正をさせていただくものでございます。

18款1項1目で繰越金でございますが、補正額が1,477万9,000円でございます。前年度繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

19款4項4目で雑入、補正額のほうが693万9,000円でございます。福祉医療の過年度分の戻入金が185万7,000円、農業者年金取扱手数料が1万1,000円、それから市町村振興協会の交付金はサマージャンボの関係ですが503万6,000円、せせらぎ荘の利用者撤去時の清掃代では3万5,000円というふうで、それぞれ精算ですとか交付決定によるものでございます。

20款で村債でございますが、1項2目で総務債のほうで補正額が170万円でございます。過疎債でございますけれども、CATVの今行っております基盤整備事業の基本設計の経費でございますけれども、そちらのほうに過疎債が充当できるということになりまして補正をさせていただくものでございます。

民生債のほうでは400万円の減額ということで、越原のサロンの実施設計の経費でございますけれども、見直しで見送りになりましたので400万円を減額させていただくものでございます。

4目で衛生債でございますが、600万円の追加でございます。これも過疎債でございます。医療・福祉ゾーンの整備ということで、6月に補正をさせていただきました実施計画の規模の増によりまして追加を歳出のほうと地質の委託料に係る経費につきまして補正をさせていただきましたが、そちらのほうに起債が充てられないか検討した結果、つくということになりまして、2次要望で上げることになりまして600万円を追加するものでございます。

13目で臨時財政対策債は288万円の減額でございますが、地方交付税、普通交付税の本算定によりまして限度額が決まってまいりますので、当初見込みよりこの分減ったということで減額をさせていただくものでございます。

続きまして、3. 歳出でございます。

1款1項1目議会費、補正額が20万8,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、議会運営費のほうで議員の皆様の手当ですが15万9,000円の追加でございます。人事院勧告でございます。事務局費の給料、一般職の給料で1万円、それから同じく職員手当のほうで期末手当で1,000円と勤勉手当のほうで3万8,000円の追加で、いずれも人事院勧告の改正の分でございます。

2款1項1目で一般管理費、補正額のほうが4,287万4,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、総務一般管理費のほうで4,287万4,000円でございますが、中身でございますが、職員手当のほうで期末手当のところ特別職の分について3万4,000円の追加、勤勉手当で42万円の追加、共済費のところ負担金1万5,000円の追加、いずれも人事院勧告に伴うアップ分でございます。臨時職員の社会保険料55万円の追加でございますが、会計間の人事異動がございまして、診療所会計からこちらのほうへ来た分を補填するものでございます。賃金につきましては、臨時雇用賃金で13万7,000円の減額でございますが、これは組み替えの部分がございます。農業委員会のほうで補助対象になる経費が臨時雇用賃金で出るということで、そちらの有利なほうへ組み替えて支出するようにしたものでございます。旅費は普通旅費で13万5,000円の追加でございますが、特別職職員の旅費ということで、村長さんの東京出張等が回数が出てまいりまして、ちょっと不足してまいりましたので補正をさせていただくものでございます。役務費、手数料でございますが、ふるさと寄附金のクレジットカードの決済の手数料ですが、取り扱いの増加によりまして9万

6,000円の追加でございます。工事請負費のほうでは全体で1,588万2,000円ということで、冒頭で村長が説明しましたところでございますけれども、若干修繕が出てまいりましたのでお願いをしたいと思います。役場別館のトイレの改修ということで535万3,000円でございますが、村民センターの2階でございますけれども、1階のJAさんのほうが単独で工事をやられるということで、2階から少し水漏れ等がございましたのであわせて2階の部分をやらせていただくものでございます。ボイラーの修繕につきましては、老朽化によりまして完全に機能しなくなりましたので、全改修ということで810万円の追加でございます。自動火災報知機の受信の修繕でございますが96万1,000円、それから電気設備の機器の修繕で140万1,000円の追加、それから誘導灯、別館の大集会室の誘導灯ですが6万7,000円の追加でございますが、いずれも老朽化によるものでございます。備品購入費で文書用書庫の購入ということで7万9,000円でございますが、これもちょっと古くなってドア等の開きが悪くなってしまっているものを更新させていただくものでございます。積立金につきましてはふるさと思いやり基金の積立金、寄附分でございますが2,580万円を一旦積み立てるものでございます。

5目で財産管理費のほう、186万5,000円の追加でございます。総合行政情報システムの運営費でございますが、国民年金のシステムの改修ということで186万5,000円ですが、法改正に伴いまして様式を統一するということになりまして、そちらのシステム改修でございます。

6目で企画費で10万2,000円の減額でございます。まず定住促進事業のほうでエコトピア住宅の使用料で36万3,000円の減額でございますが、繰り上げ償還に伴うものでございます。補助金でございますが、定住促進補助金、こちらのほう12万円でございますが、対象者の増によるものでございます。地域活性化推進事業のほうで臨時雇用賃金で14万1,000円の追加でございますけれども、元協力隊の樋口さんに係ります超勤に係る分でございます。

7目で交通安全対策費11万6,000円の追加でございます。修繕料で11万6,000円でございますが、要望がございました街路灯の修繕3カ所分についての費用でございます。

10目で地域情報化事業費が205万8,000円の追加でございます。CATV機器管理運営事業のほうで、修繕料で備品の修繕ですが、AMPユニットとありますが、増幅器の機能をするものですが、そちらのほうの修繕が18万2,000円でございます。委託料ではネットワーク設定の委託料ということで97万2,000円、こちらのほうはJアラートのシステムがございまして、その機能のバージョンアップがございまして、その改修でございます。工事請負費については90万4,000円でございますが、電柱の移転ということで杉林線ほかで支障移転がございまして移転工事を行うものでございます。

12目で地方創生事業費で299万7,000円の追加でございます。地方創生の東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業については、財源補正ということで当初見ていました地方創生の交付金が若干24万円ほど減りましたので財源補正させていただきます。6次産業の推進事業については委託に36万3,000円、交付金のほうを手当てできることになりましたので財源補正をさせていただきます。フォレストスタイル事業では、産直住宅の建設支援事業補助金ということで、棟数の増加に伴いま

す追加補正で17万5,000円でございます。白川茶の販売促進事業も財源補正でございます。地方創生資金のほうで100万円追加でいただきましたので、そちらのほうを財源手当とするものでございます。持続可能なネットワーク推進事業では、電気料のほうで8万1,000円の減額で、集配施設の借り上げ料で8万1,000円の追加ということで、似たような形ですが、フレッシュ便の集配施設としましてみのりの郷の倉庫を利用しておりますけれども、当初、電気料については直接村から支払う予定にしておりましたが、契約の関係でみのりの郷が払うことになりまして、その電気料分を施設の借り上げ料として支払うような振りかえをさせていただくものでございます。つちのメンバーズカードにつきましては、還元のつちのこの商品券で200万円の追加ということで、利用者数の増によるものでございます。

次のページへ行きますと、地方創生の林業・製材業・建築業担い手育成事業のほうでございますが、公有財産購入費で土地の購入でございますが、神付の集合住宅の用地を買い上げるものでございます。82万2,000円でございます。

2款2項1目税務総務費で補正額が14万9,000円でございます。給料と手当で14万9,000円ということで、人事院勧告に伴いますものでございます。

2款3項1目で戸籍住民基本台帳費の補正額が25万2,000円でございます。説明のほうで、これも給料、手当の人事院勧告の分と、それから需用費のところでは消耗品費、事務用消耗品が1万1,000円と印刷製本費のほうで各種届出等印刷製本費が14万6,000円出ておりますが、公印を少し小さいものを大きいものに改正したということで、そちらの公印の更新、それから印鑑証明書に載っております公印も改正するというので、印鑑証明書の印刷代でございます。戸籍の電算化のシステム運営費については、窓口証明交付機の保守ということで5万2,000円、これも公印の改正によりましてシステムの改修という形でございます。

続きまして、3款1項1目住民福祉費で、補正額が638万8,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、住民福祉費一般のほうでは職員手当等、期末手当、勤勉手当でございますが、人事院勧告によるものでございます。それから、国民健康保険特別会計の繰出金については226万円の減額でございますが、被保険者数の減によりまして繰り出しのほうも減ってくるということでございます。後期高齢者医療費のほうは給付費の負担金の追加ということで851万2,000円でございますが、給付費の増によるものでございます。

3款1項3目で保健福祉費の補正額が247万円の追加補正でございます。説明のほうで、保健福祉費一般のほうでは給料については1万2,000円、手当については2万3,000円でございますが、人事院勧告によるものでございます。共済費は1万5,000円でございます。積立金については、社会福祉施設整備基金で8万円の減額でございますが、組み替え分の10万円の減と、寄附金をいただいた2万円の差し引きで8万円の減ということでございます。障害者地域生活支援事業のほうでは、償還金ということで前年度の地域生活支援事業の国庫補助金精算金2万1,000円と、同じく国費と県費の精算金、1万4,000円と7,000円で2万1,000円の償還分でございますが、追加補正でございます。前年度の精算によるものでございます。障害者自立支援事業で、委託料のほうで自立支援シ

ステム改修費で19万5,000円、これは制度改正による改正でございます。償還金、利子及び割引料のほうでは176万3,000円の追加でございますが、前年度の精算の返還金、余分にもらっておったものの返還金ということで、それぞれ前年度分、それからその前の分も再確定分ということで、若干返還が出たということで追加補正をさせていただくものでございます。

22ページのほうへ行っていました、福祉生活支援事業の扶助費、つちのこ商品券ですが10万円の追加ということで、新規対象者で6世帯等がふえたものによるものでございます。臨時福祉給付金給付支援事業のほうでは42万1,000円の追加ですが、前年度に行いました給付事業でございますけれども、補助金を若干もらい過ぎておったということで返還するものでございます。役務費と事務費、合わせて返還するものでございます。

4目で老人福祉費でございますが、177万円の減額でございます。老人ホームの入所措置事業のほうでは255万円の追加補正でございますが、老人ホーム措置費の負担金、入所者の増によります追加でございます。越原の交流サロンの整備事業につきましては、新築工事の設計の委託料432万円の減額ということで、事業年度の見直しによるものでございます。神土交流サロンの事業につきまして、財源補正ということで、使用料をいただけることになりましたので1,000円を財源補正させていただくものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額のほうが23万円でございます。児童手当交付事業で、こちら前年度の精算金国庫分が3万円の返還でございますし、あわせまして県費の分については8,000円の精算の返還金が出たということでございます。子育て支援の総合推進事業につきましては委託料で、子ども・子育て支援システムの改修委託料ということで14万6,000円の追加でございますが、処遇改善等加算の改正によります改修でございます。子育て支援室の運営事業のほうでは、給料と手当で合わせまして4万6,000円で、人事院勧告によるものでございます。

2目で認可保育所費で99万1,000円の追加でございます。みつば保育園のほうでございますが、こちらのほうも給料、手当、合わせまして99万1,000円の追加で人事院勧告によるもの、それから一番下の超勤手当につきましては、若干不足分の80万円を追加させていただくものでございます。

4款1項1目で保健衛生総務費、補正額が22万8,000円でございますが、保健衛生総務費一般のほうで給料、手当につきましては人事院勧告によります追加補正でございます。負担金、補助及び交付金のところで、村の食改協の活動補助金が2万5,000円の減額でございますが、食改協さんのほうが発展的解散をされたということで、必要なくなったということで減額するものでございます。積立金のほうで社会福祉医療施設整備基金の積立金で10万円の追加ですが、先ほどの組み替えの分を社会福祉一般からこちらのほうに組み替えるものでございます。

3目で母子健康センター費で4万3,000円の追加でございますが、給料、手当の人事院勧告によるものでございます。

5目で環境対策費で21万8,000円の追加でございますが、環境総務費のほうで給料、手当、共済費については人事院勧告によるものでございますし、需用費で消耗品費、文具類でございますが、13万8,000円でございますが、新たな補助金いただけることになりまして、その補助金の充当

先としまして事務費でございますが、事務費を組ませさせていただいて補助金の受け入れをするというものでございます。自然保護事業のほうでは消耗品費で看板作成代で1万5,000円でございますが、御寄附をいただきましたので、御寄附の意に沿った形で使用させていただくものでございます。

次のページで、6目で廃棄物対策費は生活排水対策事業のほうで財源補正ということで、移譲事務の交付金に係る県支出金を補正するものでございます。

6款1項1目で農業委員会費でございます。補正額が5万7,000円の減額ということで、委員報酬のほうで5万7,000円の減額でございますが、報酬の対象の委員さんが減ったということで、対象者の減によるものでございます。

2目で農業総務費でございますが、12万5,000円の追加でございます。給料、手当、共済費で人事院勧告によるものでございます。

3目で農業振興費22万円の追加でございます。農地銀行活動事業のほうでは臨時雇用賃金で13万7,000円の追加でございますが、交付金が増額でいただけることになりまして、充当先としまして総務費で見えておりました臨時雇用賃金をこちらのほうに組み替えて、補助金の対象にして運用していくというものでございます。耕作放棄地対策事業のほうでは農地流動化奨励補助金のほうで28万5,000円の追加でございますが、対象面積の増によるものでございます。農業振興費の各種補助金で、農業環境サポート機械整備補助金で20万2,000円の減額ですが、事業費の確定による減でございます。

4目で農業構造改善事業費で7万8,000円の追加でございます。工事請負費でございますが、まず農業構造改善施設修繕工事で61万6,000円の減額でございますが、ふるさとセンターのトイレ、それから五葉会館の屋根の修繕が終わりまして、事業費が確定しまして残りの分を減額させていただくもの、それから新規に西洞センターのトイレの改修が37万8,000円と、道の駅の第2駐車場の区画線の設置工事、それからこまもり会館の照明器具の更新工事が25万3,000円と6万3,000円でございますが、これも老朽化や劣化による修繕工事でございます。

5目で山村振興事業費でございますが、192万9,000円の追加補正でございます。山村振興事業費一般では需用費で修繕料でございますが、越原センターのフロアの修繕ということで10万8,000円の追加でございます。工事請負費のほうでは越原集会所の雨どいの修繕工事が89万6,000円、老朽化によるものでございます。それから、野菜村のビニールカーテン設置工事22万4,000円ですが、景観の面と、それから鳥の被害対策にあわせまして整備をするものでございます。なお、3件につきましては味の館、それから白川茶屋、野菜村、それぞれ床の修繕ということで33万3,000円と18万4,000円と18万4,000円でございますが、老朽化によります修繕でございます。農山漁村振興交付金事業でございますが、補正額はゼロでございますが、中身のほうで事業を見直したということでそれぞれ増減をしておりますが、新世紀工房で実施します事業で事業内容の見直しによるものでございます。報償費のほうで、圃場の管理謝金が23万8,000円の減額、旅費のほうでは費用弁償を88万1,000円の追加、役務費のほうで郵便料ほか42万4,000円の減額でございます。

裏面に行ってくださいまして、広告料で8万6,000円の減額、手数料で検査手数料で40万円の追

加、食品衛生管理講習会の受講料が30万6,000円の追加、委託料のほうではデザインの委託料が47万2,000円の減額、通販サイトの構築の委託料で48万9,000円の追加、商品開発コンサルティング委託料で270万円の減額でございます。使用料のほうでは機械の借り上げ料で193万5,000円の追加、サーバの借り上げ料で29万円の減額、原材料費ではサンプル作成原材料ということで43万3,000円の追加、負担金のほうではPRイベント参加の負担金を23万4,000円の減額という形でございます。

続きまして、7目で農地費で48万6,000円の追加補正でございます。土地改良の償還金の負担金ということで滞納分に係ります負担金を追加補正させていただくものでございます。

続きまして、6款2項1目で補正額が93万1,000円の追加補正でございます。林業費でございます。林業総務費のほうでは給料、手当、共済ということで93万1,000円、人事院勧告によります追加分でございます。済みません。真ん中に超勤手当が入っておりますが、超勤分については不足分でございます。

2目で林業振興費で77万8,000円の追加でございます。林業振興費一般のほうで補助金でございますが、林業振興補助金ということで東濃ひのきの製品流通協同組合の敷地の整備事業の補助金ということでございまして、白川町にございます東濃ひのきの流通の組合でございますけれども、敷地の舗装工事をやられるということで、その負担金が組合数割で来まして、52組合のうち10組合が東白川の分ということでございます。総工費は560万円ほどと聞いております。有害鳥獣のほうの事業については財源補正ということで、移譲事務交付金の減額でございます。

7款1項1目で補正額56万2,000円の追加でございます。商工振興費一般のほうでは給料、手当、人事院勧告のものでございます。9万4,000円でございます。地域振興費一般のほうにも同じように給料、手当のほうで人事院勧告によるもの、それから一番下の超勤手当24万円につきましては不足分でございます。

それから、2目で地域づくり推進費で204万5,000円の追加補正でございます。地域産業活性化対策事業で20万円の減額ですが、地場産業の振興対策事業補助金の20万円の減額ということで、これにつきましては交付先を変更する関係で、イメージアップ事業のほうに組み替えるというものでございます。イメージアップ事業のほうでは224万5,000円の追加でございます。需用費のほうでパンフレット作成費が55万4,000円の追加で、既存の観光パンフレットですが、在庫が少なくなったということで増刷をさせていただくものでございます。備品購入費でマスコットキャラクターが149万1,000円でございますが、歳入で出ました清流の国の補助金の採択を受けまして着ぐるみを新たに整備させていただくものでございます。地域づくり事業の補助金でございますが20万円、上の地域活性化からの組み替えの分でございます。地域おこし協力隊事業のほうでは事業内容の見直しによりましてそれぞれ増減ということで、こちらのほうも全体では補正額ゼロでございますが、中身を入れかえております。まず普通旅費のほうですが25万2,000円の減額、それから事業系の消耗品のほうを19万1,000円減額、ウェブサイト開設支援委託料のほうで2万1,000円の追加、負担金で地域おこしのセミナー負担金のほうを42万2,000円の追加させていただくものでございます。

続きまして、8款1項1目で補正額が40万7,000円の追加でございます。土木総務費一般のほう

で、給料、手当のところでは人事院勧告に係る分でございます。それから、通勤手当と住居手当2万2,000円と7万円ありますが、通勤手当は異動の分でございますし、住居手当については新たに手当の対象者が出たということでございます。公共施設等自主修繕支援事業ですが、補助金で20万円の追加ということで、地元要望に対応するためということで久須見自治会のほうから来た要望に対しまして手当とするものでございます。

8款2項1目で道路橋梁維持費でございます。補正額が287万2,000円でございます。道路橋梁維持事業の使用料及び賃借料のほうで機械の借り上げ料でございますが200万円、道路修繕に係る費用ということでございます。

次のページで、社会資本整備総合交付金事業のほうでございますが、水道の移転補償で100万円の減額でございますが、当初予定しておりました水道の移転が必要なくなったということでございます。杉林線に係るものでございます。それから、電気通信設備等移転工事ということで、電柱の移転に係る補償費でございます。中電柱とNTT柱、それぞれでございます。

8款4項1目で河川砂防費のほう、補正額80万円でございます。河川砂防事業のほうで工事請負費、河川維持修繕事業で80万円の追加ということで、役場の東側の後山谷の水路の修繕工事を追加するものでございます。

9款1項1目で非常備消防費、補正額が8万7,000円の減額でございます。負担金のところでそれぞれ8万7,000円の内訳が出ておりますが、委譲事務交付金の増減によるもので、こちらの消防に係る分につきましては県から補助金をいただきまして、その分をトンネルで可茂消防さんのほうにお願いをしておるといような流れになってございます。

2目で消防施設費のほうで10万3,000円の追加でございます。消防施設消耗品のほうでは7万1,000円の追加でございますが、PTAの要望に対応するものでございまして、消防の水利等の危険な箇所に注意看板等を設置するものでございます。それから、使用料及び賃借料についてはAEDのパッケージのレンタル料ということで、耐用年数が到達しました機器につきまして、管理しやすいレンタルでの契約更新を予定しておるものでございます。

続きまして、10款1項2目で事務局費でございますが、補正額が110万6,000円でございます。教育委員会事務局費のほうでは給料、手当のところでは人事院勧告に係るものと、超勤手当につきましては80万円、不足分でございます。共済費につきましては人事院勧告に係るものでございます。

最後のページですが、10款2項1目で学校管理費で補正額7万円でございます。小学校の管理費一般のほうで、用務員さんの賃金ですが7万円の追加ということで、勤務日数の増によるものでございます。

同じく2目で教育振興費で11万5,000円の追加でございますが、賃金で特別支援教育支援員さんの賃金の追加11万5,000円でございますが、勤務日数の増によるものでございます。

10款3項1目で補正額47万9,000円の追加でございます。中学校施設営繕費で施設の修繕料が47万9,000円でございますが、2点ございまして、1つは浄化槽の水漏れ工事、それからもう一点がテニスコートに子供さんの練習するための壁とといいますか、板とといいますかを整備するものでござ

います。

一般会計は以上でございます。

○議長（服田順次君）

ここでトイレ休憩としたいと思いますので、50分に再開したいと思います。特別会計の説明はそれから行いたいと思います。よろしくをお願いします。

午後 2 時 43 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

特別会計の説明をお願いします。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第67号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,767万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年12月15日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細の朗読を省略させていただいて、7ページの説明からにさせていただきますのでお願いいたします。

7ページ、2. 歳入。

3款1項2目特定健康審査等負担金、補正額は5万2,000円の減でございます。特定健康診査等負担金の国庫負担金につきまして、額が確定したための減額補正でございます。

3款2項7目国保制度関係業務準備事業費補助金ということで、補正額は32万4,000円の増額でございます。こちらは制度改革に伴う月俸、年俸システムのシステム改修の補助金でございます。

6款1項1目県補助金、補正額は77万2,000円で、財政健全化特別対策費補助金ということでございます。こちらは福祉医療の関係で減額された国庫補助負担金を県が補填する事業でございます。

6款2項2目特定健康審査等負担金、補正額は5万2,000円の減でございます。これは国庫と同様に額の確定による県の負担金の減額でございます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額226万円の減額でございます。基盤安定制度分が110万9,000円、財政安定化支援事業分が115万1,000円の減ということで、一般会計における国県の負担金の減によるものでございます。

10款1項1目繰越金、前年度繰越金を478万8,000円追加させていただいて、収支のバランスをとるためのものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目、補正額 3 万 8,000 円。特定財源をごらんいただきたいと思います。国県支出金 32 万 4,000 円の増、一般財源が 28 万 6,000 円の減額でございます。内容につきましては、職員手当につきましては人事院勧告に伴う改定でございます。まず月俸年報システムの補助金をいただいておりますので、こちらのほうに財源充当をさせていただきました。なお、システムの改修費のほうは予算計上済みでありますので、今回は財源充当だけさせていただきます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、補正額ゼロ円。特定財源のところ为国県支出金が 67 万 9,000 円の増、一般財源が 67 万 9,000 円の減でございます。先ほどの県の補助金 77 万 2,000 円のうち 67 万 9,000 円をこちらに充当するものでございます。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費、補正額ゼロ円。特定財源で国県支出金 9 万 3,000 円、一般財源が 9 万 3,000 円の減でございます。県補助金 77 万 2,000 円のうち 9 万 3,000 円を充当するものでございます。

続きまして、8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、補正額ゼロ円。特定財源で国県支出金が 10 万 4,000 円の減、一般財源で 10 万 4,000 円の増でございます。こちらは先ほどの国県の負担金の減によるものでございます。財源補正でございます。

10 款 1 項 3 目償還金、補正額 348 万 2,000 円。前年度の交付金の精算返還金を予算計上するものでございます。

国民健康保険特別会計の補正は以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第 68 号 平成 29 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）。平成 29 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,898 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 29 年 12 月 15 日提出、東白川村長。

次のページの第 1 表 歳入歳出予算補正及び説明資料の事項別明細書を飛ばしまして、7 ページの歳入から説明したいと思います。

歳入。

3 款 1 項 1 目繰越金、補正額 40 万 4,000 円。前年度繰越金でございます。これは今回の補正の財源となっております。

次に、5 款 1 項 1 目分担金、補正額 82 万 2,000 円。加入者分担金で、これは中通の大竹さんと西洞の大西さんの分の加入分担金でございます。

次に、9款1項1目雑入、補正額100万円の減。水道管の移転補償費の減ということで、これにつきましてもは杉林線に伴う社会資本整備補助金が満額つかなかったために路面のほうまで行かなかったということで、進捗が悪くてのことで、水道管移転の補償費を削るものでございます。

次、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額122万6,000円。説明のところで、給料で1万2,000円、職員手当2,000円までにつきましてもは給与改定に伴うものでございます。旅費の普通旅費、29万4,000円の減となっておりますけれども、これにつきましてもは職員の特殊旅費ということで、水道技術管理者の普通旅費で大阪までの旅費でございましたけれども、職員の人事の体制が整わなかったということで今回は見送るということで減額ということにしております。次に、負担金、補助及び交付金につきましても、この水道技術管理者資格の取得講習会の負担金でございましたけれども、これも今と同じような形で見送るという形で26万6,000円の減ということでございます。次の積立金につきましては、先ほど歳入で説明しました2件の新規加入分担金が入りましたので、それを積み立てるものでございます。次の公課費、消費税納付金95万円の消費税でございましてけれども、これは当初予算を立てるときには国庫補助金、県支出金等、満額でやっておりますけれども、内示等によりましてそれだけつかなかったということで、公助財源がそれだけ少なくなったということで、中間払いが少し上がりまして、今度3月にまた本払いになるわけですがけれども、そのときのあれを計算しますとこの金額が足りないというようなことで増額するものでございます。

次に、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費でございしますが、補正額100万円の減ということで、これは先ほどの歳入の雑入のところで説明しましたように、杉林線の改良が進まなかったことに伴う減額でございまして。

以上でございます。

次に、議案第69号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,580万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年12月15日提出、東白川村長。

歳入歳出予算補正と事項別明細書を飛ばしまして、説明資料の7ページから説明いたしたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額7万2,000円。前年度繰越金でございまして、補正の財源としております。

次に3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額7万2,000円。これにつきましてもは、給料、職員手当、共済費ともに増額になっておりますけれども、これは給与改定に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第70号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,651万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年12月15日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの事項別明細書の総括を省略しまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

3款2項1目医業費補助金、補正額21万4,000円。へき地医師研修支援補助金、これは医師の研修に係るもので、県が単独で補助していただくものが21万4,000円でございます。

5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額4万3,000円の減額。これにつきましては、今年度予定しておりました医療整備の購入が終了しましたので、それに伴う減額でございます。

6款1項1目繰越金、前年度繰越金86万4,000円の減でございます。これは収支のバランスをとるものでございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額10万円。診療所施設整備指定寄附金、神付の今井様から10万円をいただいております。

続きまして9ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額110万7,000円の減額でございます。総務一般管理事業でございます。これは給料、職員手当につきましては給与改定によります増額、あと負担金、及び補助金の負担金の新ドクタープール運営事業負担金につきましては、自治医科大学派遣医師の派遣が減が見込まれるということで当初予算を立てておりましたが、29年度は予定どおり医師が派遣されたということで、その負担金を減額するものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額45万7,000円。医業一般管理事業でございます。職員手当45万7,000円は給与改定に伴うものでございます。

2目の医療管理費、補正額4万3,000円の減額。医療事業、備品購入費でございますが、心電図ホルター記録器の購入等が終了しまして4万3,000円の減額でございます。

3款1項1目基金積立金でございます。補正額10万円。基金積立金、医療設備等整備基金の積立金を10万円するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

それでは、これから質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計、18ページにあります地方創生事業費の中の一番下段にありますつちのこメンバーズカードの200万の補正についてちょっと御質問したいんですけど、この制度的には還元つちのこ商品券の購入費になると思いますけれども、毎回毎回、補正でどんどん出てきているわけなんですけど、これって補正が通って初めて購入できることになってしまうんだと思いますけど、現状、運営上タイムラグ等生じていないかどうかだけ、ちょっと御質問したいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

タイムラグ、商品を買ってこれに換金するというその時間の差みたいなものになります。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

済みません、説明がちょっと下手だったので。還元をするタイミングにつちのこ商品券を出されると思うんですけど、この補正の段階では、既に予算の中で購入できているのか、この補正が終わって初めて還元分を購入できるかという意味で質問したんですけど、わかりますか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

これに関しましては、まず当初予算は余り組めないわけなんですけれども、最近になって非常に会員数もふえてきております。今現在、650名ほどの会員さんがお見えになられまして、カード1枚が満タンになりますと、大体10万円で1万円の還元ということになるわけなんですけれども、それで結局、購入されたお客様がいつ持ってこられるかわからんということで、今現在、この補正前の残高が数万円程度になってしまっております。9月ごろにも補正をさせていただいておるんですけども、自動車の購入もオーケーというような、そういった高額商品の場合もありまして、これから3月までまだ3カ月ほどあるわけなんですけれども、そういったことで今現在額が非常に少ない金額になってしまっておるということで、今回補正をさせていただくよう要望しておるわけですが、そんなふうで毎回毎回というふうになってしまうわけなんですけれども、予想がつかないこともあったりしまして、大体3カ月分の予想を立てて200万を計上させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計のすうっと行かれたので、ちょっともう少し詳しく教えていただきたいんですが、一般会計の27ページです。

6款1項5目の山村振興事業費になるんですが、ここの中段あたりの委託料、デザイン委託料47万2,000円の減額と、商品開発コンサルティング委託料、ここが何かの目的で委託をする予定だったものをやめたということだと思んですが、ここの詳細を教えていただきたいと思いますが。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

今、商品としてはハムかまぼこを中心にやっておるわけですが、そういったデザインの委託、村が事業主体ということで、実際にやっておるのは新世紀工房が事業をやっておるわけなんですけれども、そういった感じでハムかまぼこのパッケージとかそういったものを実際やるというか、商品に受けてやっていくわけなんですけれども、これだけは要らなかったというようなことになったりとか、商品開発コンサルティングに関しましても実際、専門家に新世紀工房を通じてやっていく予定でございましたけれども、大体の商品もハムかまぼこ、ネーミングは変わってきますけれども、できてまいりましたので、それを今度は売っていくほうにシフトしていくというようなことで組み替えのほうをさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

一般会計の33ページで中学校のほうなんですけど、先ほど説明で需用費、テニスコートの話がされたんですけど、テニスコートの何がないとおっしゃいましたか。網がないと。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

今回、テニスコートを整備させていただきました。そこに金網というかフェンスができましたので、そこに個人で練習できるように板を設置しまして、打って練習する練習板を2つ据えるという改修工事になりますけれども、そういった練習機器を整備させていただくものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

これ補正で出ているんですけど、初めからその予定ではなかったということでもよろしいですか。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

当初、計画しておりました後に、実際のフェンスを見て、ここに空きスペースがあつて練習ができるんじゃないかという構想になったので、その後からの考えでこういった練習の場をつくるという形になりました。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

もう一つ、多分聞いていらっしゃるかもしれないんですけど、テニス部の親御さんからなんですけど、あのコートは10年前の規格のコートらしくて、ファーストラインというラインがないそうなんです。

聞いていませんね。一度聞いてみてください。子供たちが自分たちで線を引いて練習しているそうなんです。その線が欲しいという話があったので、もしこれと一緒に加味できればお願いしたいということで、ファーストラインというラインだそうなんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

そのことについては、まだちょっと情報は得ておりませんので、よく聞きまして整備させていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計、32ページになりますけど、9款1項2目でAEDパッケージレンタルということで、先ほど債務負担行為補正ということでレンタルというリースが発生するよというお話があったわけなんですけど、AEDについては当初は購入ということで村はずうっとやってみえて、ちょっと気づいてなかったんですけど、今教育委員会のほうで管理してみえるものについては、ある程度リースに変わっているものもあるというふうにお聞きしていますけれども、これからどうしていくのかと、購入しているものはいつの段階でリースに切りかえていくのか。それと、買い取りで買ったものについては物が残って、本当は整備していけば、定期的に手入れを、パットであるとか電気とかをやっていけばずうっと使えるものなので、それをどう考えるかということをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

村内のAEDにつきましては15カ所に今設置をしております、それぞれ整備しました所管課のほうで、総務課でありましたり医療センターでありましたり、教育委員会でありましたりで、管理をさせておっていただきます。

更新のことですが、耐用年数のほうが本体を含めまして4年から6年だそうで、バッテリーだけが4年ぐらいいかなあと思っておりましたが、やっぱり命を守る機械ということで、本体も含めて耐用年数が4年から6年ぐらいい幅でなくなるということだそうでございます。パットについてはもう少し、消耗品でございますので二、三年で交換が必要ということでございます。

残った本体を有効利用というお話でしたが、本体自体がまず耐用年数が来ておりますので更新をさせていただくというところが1点ございます。

それから、買い取りとレンタルの関係でございますが、レンタルにいたしますとかなりメリットがあるということがわかりまして、まずパットの更新等も全てそのレンタルの会社さんのほうで管理をしていただけるというのがございますし、経費的にも、普通レンタル料のほうが利子分といえますか、そういう分が入って高いというのが本来でございますが、若干、総額で見ても買い取りよりレンタルのほうが安くなるということがわかりまして、これはどうもその会社さんのほうが一括で支払うよりも分割で払ったほうが経費的に有利で安い値段で提供できるということだそうでございまして、そういった理由からレンタルにさせていただいたということですし、更新の時期については耐用年数の来た時点であるということでもありますので、よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

31ページの河川砂防費のところの河川の修繕工事、80万出ておりますけど、ここは今度、場所をちょっと詳しく、どこら辺をやるのか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

役場の横の後山谷というんですかね。そこの今の神社の階段のところが崩れていますので、その辺を改修するものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

この予算で1カ所だけですか。

○建設環境課長（今井義尚君）

1カ所だけですが。

○6番（今井保都君）

この間もいろいろと改善砂防の要望、修繕工事の要望が出ておるので、そういったところの要望もちょっと聞いてもらいたいなあと考えております。村のほうも逐次準備をして、修繕工事を積極的にやられておると思うんですけども、やっぱり民間の方々もあそこをもっとこうしてほしいというような要望も出ておりますので、その辺の耳もちょっと傾けていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

今後、ほかにもいろいろあると思いますので、その辺また情報を収集しながら反映していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から、議案第70号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から、議案第70号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第19、議案第71号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第71号 工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年12月15日提出、東白川村長。

記としまして、1. 契約の目的、平成29年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額、（変更前）1億1,718万円、（変更後）1億3,168万8,720円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村越原・曲坂地内。

説明につきましては、前回の全協の折に説明いたしましたので省略させていただきます、以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第20、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成29年12月15日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要することを決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、申し出いたします。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出どおり、閉会中における継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後3時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 服 田 順 次

署 名 議 員 今 井 保 都

署 名 議 員 安 江 祐 策